

四日市朝鮮初中級学校の各種学校認可取得過程

——三重県の対応に着目して——

呉 永 鎬

論文要旨

一九六五年十二月、文部省は都道府県に対し朝鮮学校を各種学校として認めるべきでない旨を通達する。しかしながら実際には一九六六年以降に
より多くの学校が認可を取得していった。この歴史的事実に関する検証は十分になされているとは言い難い。
そこで本稿では、一九六六年一月一九日に各種学校認可を取得した三重県の四日市朝鮮初中級学校を事例に、同校が認可を取得していく過程を、
三重県の対応に着目しながら検討する。朝鮮学校の認可は、教育の機会均等や民族教育権の保障といった「教育の論理」ではなく、極めて政治的な
判断によってなされたものであったことを明らかにする。

はじめに

近年、朝鮮学校の公的保障をめぐる問題が関心を集めている。二〇一〇年より施行された高等学校等就学支援金制度（所謂「高校無償化制度」）
からは朝鮮学校が除外され、それに連動するように各地方自治体が様々な名目で交付していた朝鮮学校への補助金も停止され始めた（表1を参
照）。さらに二〇一六年三月には当時の文科大臣馳浩が、朝鮮学校は「北朝鮮と密接な関係を有する団体である朝鮮総聯が、その教育を重要視し、
教育内容、人事及び財政に影響を及ぼしている」との認識の下、朝鮮学校がある二八都道府県の知事に対し「朝鮮学校の運営に係る上記のよう
な特性も考慮の上、朝鮮学校に通う子供に与える影響にも十分に配慮しつつ、朝鮮学校に係る補助金の公益性、教育振興上の効果等に関する十

分な御検討とともに、補助金の趣旨・目的に沿った適正かつ透明性のある執行の確保及び補助金の趣旨・目的に関する住民への情報提供の適切な実施」を求めた。²⁾ 文科大臣は補助金の減額や停止を指示するものではないとしたが、多くの自治体で補助金交付が停止・遅延・再検討されており、朝鮮学校の学校運営に及ぼしている影響は決して小さくない。

一方、各国際人権条約体からは日本政府の朝鮮学校に対するこうした措置の是正を求める勧告が度々なされている。二〇一〇年の子どもの権利委員会による総括所見では補助金が不十分であることおよび大学受験資格の問題が、二〇一三年の社会権規約委員会による総括所見では高校無償化制度からの除外が差別であることが、また二〇一四年の人種差別撤廃委員会による最終見解では高校無償化制度からの除外および補助金の停止ならびに縮小の問題が指摘された。これらで指摘されている民族的マイノリティや外国人の教育権・学習権の保障と、日本政府および地方自治体の対応との間には大きな開きがあると言わざるを得ないだろう。

政府および自治体によって朝鮮学校が公的保障の埒外に置かれるという状況は疑う余地なく政治的に醸成されたものであるが、制度面に着目するならば、こうした状況を生む原因の一つに、外国人学校が学校教育法第一条に規定された学校（一条校）ではなく、各種学校という法的地位にあることを挙げられる。一条校となれば学習指導要領や教科書、教員免許等、外国人学校が求める独自のカリキュラムに沿った教育を行う上で、小さくない制限がかかる。他方、一九七五年に成立した専修学校制度には、「我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く」という規定があり、要件を満たしていても「外国人を専ら対象とする」外国人学校は専修学校になることはできない。したがって、外国人学校が学習指導要領等に縛られることなく独自の教育を行う上で得られる最高の法的地位は、学校教育制度の最も周縁であるとも言える各種学校となり、それゆえに種々の制度的保障の適用外となることが少なくないのである。³⁾

しかしながら、この各種学校という法的地位も決して与えられたものではなく、本稿が示すように、在日朝鮮人らによって勝ち取られた地位であると捉えるべきである。戦後教育政策における外国人学校の問題は事実上朝鮮学校問題として展開されたが、周縁とは言え学校教育法上の地位を認めることは、朝鮮学校の公共性・公益性を認めることに繋がるとされ、政府は朝鮮学校に各種学校の認可を与えることに否定的な姿勢を取り続けた。また外国人学校の法的地位をどう処遇するかという問題は、一体どのような学校が「日本の学校」たるのかを措定する意味も含んでいたため、文部省にとっても重要な問題であった。こうした状況下で、朝鮮学校がどのように各種学校の認可を取得していったのかを三重県の事例に即して検討することが本稿の目的である。

表1 地方自治体による補助金不支給の状況（2016年7月現在）

	2009年度		2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
	金額	一人当たり 年額						
東京都	2357万円	1万 5000円	× 2010年 度から不 支給	×	×	×	×	×
埼玉県	897万 5000円	約3万円	× 2010年 度から不 支給	×	×	×	×	×
大阪府	1億8511万 1000円	約6万 5000円	△ 2010年 度から高 校生分を 不支給	× 2011年 度からす べて不支 給	×	×	×	×
宮城県	154万 4千円	4万 2223円		× 2011年 度からす べて不支 給	×	×	×	×
千葉県	562万円	5万 7938円		× 2011年 度からす べて不支 給	×	×	×	×
広島県	1380万 1000円	3万 6000円			× 2012年 度からす べて不支 給	×	×	×
新潟県	約120万円	約6万 5000円			× 2012年 度からす べて不支 給	×	×	×
山口県	245万円	5万円				× 2013年 度からす べて不支 給	×	×
神奈川県	7247万 6000円	約15万円					【支給】 ×不支給 5600万円 4200万円 (※1)	

典拠：『イオ』2016年6月号に掲載された在日本朝鮮人人権協会作成資料、および『朝鮮新報』の特集記事「補助金問題の現在地」（2016年6月23日付～7月28日付。全10回）より、筆者作成。

※1：2014年度から学園ではなく、保護者への補助金という方式で支給されることになった。

※2：その他、市町村レベルでは、大阪市（2011年度～）、水戸市（2012年度～）、福岡市（2011年度～）、広島市（2012年度～）、仙台市（2012年度～）、横浜市（2013年度～）、下関市（2013年度～）、福生市（2013年度～）、大和市（2013年度～）、宇部市（2014年度～）が補助金支給を停止している。

※3：千葉市は2012年度から不支給であったが、2015年度からは地域交流事業として補助金が支給。2015年に支給された補助金に対しては住民監査請求が行われ、棄却されたが訴訟が継続中である。

朝鮮学校の法的地位に関わる先行研究としては、とくに一九四八～一九四九年の学校閉鎖措置をめぐる研究が蓄積されてきた。⁴近年においても、松下佳弘による一連の研究が発表されている。⁵また、閉鎖措置後の暫定的措置として、一都一府五県に計四五校開設された「公立朝鮮学校」に関する研究も、少しずつ登場してきている。⁶一方で、一九六〇年代初頭から本格的に展開する朝鮮学校の各種学校認可取得運動については、各地での経緯が十分に明らかにされているとは言い難い。また、文部省は日韓会談での合意に基づき、一九六五年二月二八日に各都道府県知事および教育委員会に対し、朝鮮学校に各種学校認可を与えるべきでない旨を傳達している（以下「二・二八通達」）が、現実としてはこれ以降に認可を取得した学校が多い（本稿末尾に掲げた【資料1】を参照）。文部省の意に反し各都道府県知事が認可を与えていった事実に関しては、日韓間の外交問題ともなった一九六八年四月の朝鮮大学校（東京都小平市）の認可を引き合いに、所謂革新的な政治勢力による影響が大きかったと説明される場合がある。朝鮮学校当事者や日本人による絶え間ない働きかけとともに、そうした革新政治家の役割を軽んじることはできないが、すべての地域が東京都と同様の状況にあつたわけではないことは言うまでもない。

そこで本稿では、二・二八通達から一年と経たない一九六六年一月一九日に各種学校認可を取得した四日市朝鮮初中級学校を対象に、特に三重県側の対応に着目しながらその認可プロセスを検討することとする。

なお、学校閉鎖措置以後の朝鮮学校の各種学校認可には、①無認可校が各種学校認可を取得するケースのほかに、②公立学校（＝公立朝鮮学校）から各種学校へと移管されるケース（例えば東京都や神奈川県等）、③公立学校から無認可校になり、その後各種学校認可を取得するケース（岡山県や愛知県）があるが、①が量的にも多くを占め、四日市朝鮮初中級学校もこのケースに当てはまる。そのため本稿が対象とする三重県は一つの事例に過ぎないが、二・二八通達以降に各種学校認可を取得した多くの朝鮮学校と、少なくとも共通点を持つものと位置付けられる。資料としては、主に文部省の通達、三重県および四日市市所蔵の行政文書、朝鮮人団体作成の資料を用いる。⁷

一．朝鮮学校の法的地位に関する日本政府および文部省の立場

具体的な事例の検討に入る前に、まずは朝鮮学校の法的地位に関する政府および文部省の立場を確認しておこう。朝鮮学校の法的地位は法律によって定められるのではなく、専ら通達によって規定されてきた。先行研究において「通達行政」とも揶揄される政府の在日朝鮮人教育政

策は、政策とは言い難い程一貫性が乏しいものであり、それゆえに戦後から六〇年代にかけての朝鮮学校の法的地位は極めて流動的で不安定なものとなった。⁸⁾

表2は、戦後から一九六五年一二・二八通達までの朝鮮学校の法的地位に関わる文部省の通達とその概要を示したものである。⁹⁾ここからも朝鮮学校の法的地位がいかに複雑に変転していったのかが見て取れるだろう。以下、その変遷を概観する。

(一) 学校閉鎖措置前後の朝鮮学校の法的地位

一九四五年八月以降、在日朝鮮人らは全国各地に国語講習所を開設、在日本朝鮮人連盟(略称「朝連」)を中心にこれらを組織化する形で一九四六年には全国各地に学校教育を行う教育施設としての朝鮮学校が設立されていった。一九四七年当時文部省は無認可の朝鮮学校の存在を一定程度認めていたし、私立学校および各種学校の新設に関しても「府県はこれを認可して差支えない」という立場であった(通達2-1①)(以下番号は表2の「番号」の欄を指す)。しかし冷戦が本格化する中、一九四八年一月には、朝鮮人も日本国籍を持つため、学齢児童生徒は義務教育諸学校に通わねばならないという形式的な原則論を適用する。学齢児童生徒の教育のための各種学校の設置は認められなくなり、また朝鮮学校が私立学校の認可を得ても、民族教科は正課として行えない旨が示された(通達2-1②)。この通達に基づき三月から四月にかけて各府県教育当局は朝鮮人児童生徒の公立学校への転校指示、学校教育法に基づく学校閉鎖命令等を発した。こうした措置に対する在日朝鮮人による大規模な抗議活動は、特に阪神地域において激化し、四月二四日深夜、占領軍兵庫軍政部によって占領期唯一の非常事態宣言が発令される事態となった。また四月二六日、大阪では抗議活動に参加していた金太一少年(一六歳)が警官の発砲によって死亡した。五月には朝鮮人代表と文部省との間で覚書が交わされ、事態はひとまず収拾する。覚書に基づき発せられた通達でも、義務教育諸学校への就学は原則として堅持されているが、私立学校における「朝鮮人独自の教育」は課外の他、選択教科、自由研究として行えるようになった(通達2-1③)。以降、一九四九年初頭まで、およそ三分の二にあたる二三二校が私立学校および各種学校として認可されている。¹⁰⁾こうして一九四九年の学校閉鎖令前の朝鮮学校の法的地位は、私立学校、各種学校、無認可校のいずれかとなった。

一九四九年九月八日、政府は団体等規正令を朝連に適用し、これを強制解散、また役員の公職追放、財産接収措置を執った。そして一〇月一三日、団体等規正令による朝連の解散を根拠に「朝鮮人学校に対する措置について」を都道府県に通達(通達2-1④)、一〇月一九日には都道

表2 朝鮮学校の法的地位に関わる通達とその概要（1947～1965年）

番号	年月日	通達等の名称および概要
①	1947年 4月12日	<p><u>学校教育局長「朝鮮人児童の就学義務に関する件」</u>（雑学第123号、東海北陸地方行政事務局長宛（同日付・同内容で都道府県教学課長宛にも通達））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「朝鮮人児童についても、日本人の児童と同様、就学させる義務があるが、「義務就学を強制することの困難な事情が一方にあり得るから実情を考慮して適切に措置されたい」。 ・「朝鮮人がその子弟を教育するため、小学校又は上級の学校もしくは各種学校を新設する場合に、府県はこれを認可して差支えない」。
②	1948年 1月24日	<p><u>学校教育局長「朝鮮人設立学校の取扱いについて」</u>（管学5号、文部省大阪出張所長・都道府県知事宛）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「朝鮮人の子弟であつても、学齢に該当する者は、日本人同様、市町村立又は私立の小学校又は中学校に就学させなければならない。また私立の小学校又は中学校の設置は、学校教育法の定めるところによって、都道府県監督庁（知事）の認可を受けなければならない。私立学校では「朝鮮語の教育を課外に行うことは差支えない」。 ・「学齢児童又は学齢生徒の教育については、各種学校の設置は認められない」。
③	1948年 5月6日	<p><u>学校教育局長「朝鮮人学校に関する問題について」</u>（発学200号、都道府県知事宛）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「私立学校として自主性が認められる範囲内において朝鮮人独自の教育を行うこと」、すなわち「選択教科、自由研究及び課外の時間に…朝鮮人独自の教育を行うことができる」。 ・「小学校、中学校の設置主体は財団法人でなければならないが法人の設立認可申請書を一カ月内（但し特別の事情のある場合は二カ月内）に提出することを条件として、学校設置の認可をしても差支えない」。「校舎問題については実情に応じてできるだけ好意ある処置をお願いしたい」。 ・「義務教育を受けさせるかたわら放課後又は休日等に朝鮮語等の教育を行うことを目的として設置された各種学校に在学させて朝鮮人独自の教育を受けさせることも差支えない」。
④	1949年 10月13日	<p><u>文部省管理局長、法務府特別審査局長「朝鮮人学校に対する措置について」</u>（文管庶第69号）</p> <p>朝鮮学校の内、学校設置者が朝連関係者である学校は朝連解散を根拠に廃校とし、学校施設所有者が朝連関係者である学校の財産は接収。その他の学校には財団法人の改組または設置、あるいは各種学校の設置認可申請を命じたが、白頭学院（3校）を除き全て不許可。計362校（就学者約4万人）が閉鎖。</p>
⑤	1949年 11月1日	<p><u>文部事務次官「公立学校における朝鮮語等の取扱いについて」</u>（文初庶第166号、都道府県知事・都道府県教育委員会宛）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公立学校に収容した生徒児童のために余暇に朝鮮語、朝鮮の歴史等を教える私立の各種学校を今後別に認可を受けて設けることは差支えない」。 ・「収容すべき朝鮮人の児童生徒は、一般の学級に編入することが適当であるが、学力補充、その他やむを得ない事情があるときは、当分の間特別の学級又は分校を設けることも差支えない。なお、学区については、日本人児童、生徒と同様にすることが原則である。」
⑥	1949年 11月5日	<p><u>文部事務次官「朝鮮人私立各種学校の設置認可について」</u>（文管庶第69号、都道府県知事・都道府県教育委員会宛）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「今回の朝鮮人学校に対する措置に関連して現存する朝鮮人学校を私立各種学校として設置認可申請をしてきた場合の取扱いについては、本年十月十三日附文管庶第六九号通達「朝鮮人学校に対する措置について」及びその措置細目に従い処置されたいが、なお左記の諸点に留意されたい」。 ・「一、通達中の「措置要綱」及びその「措置細目」中の該当項目は、各種学校新設の場合の認可基準とすること」。 ・「二、旧朝連の財産（解散指定当時他人名義であつても、昭和二十年八月十五日以降旧朝連に属したことがある財産を含む）及び旧朝連の財産であるとうたがわれる施設を利用する各種学校はこれを認めないこと」。

四日市朝鮮初中級学校の各種学校認可取得過程

⑥	1949年 11月5日	<p>・「三、右の基準に適合して認可する場合においても、特に左記事項を確認又は誓約させること」。①教育関係法令、監督庁の命令を遵守、②監督庁の実地調査を拒否・妨害・忌避しない、③旧朝連の主義主張の払拭、学校および関係団体が旧朝連の指導・支配下にある傾向の払拭、④教員採用については教職員の除去および就職の禁止等に関する政令、団体等規正令に抵触しない。</p> <p>・「四、現存の朝鮮人学校で、すでに各種学校として認可を受けたもので、一及び二の基準に適合しないものは、その認可を取消し、基準に適合するものについては、さらに三の措置を講ずること」。</p>
⑦	1949年 11月24日	<p><u>初等中等教育局長・管理局長「朝鮮人児童、生徒の公立学校受入れについて」(文初席第153号、和歌山県教育委員会教育長宛)</u></p> <p>・「分校は認めない方針である。しかし、日本人学校に収容することが不可能の場合(例えば特殊の地域に部落をつくり日本人学校に収容するには距離の関係等で不可能な場合)等には事情已むを得ざるものとして、当分の間認められる。」</p>
⑧	1950年 3月14日	<p><u>文部次官「私立学校法の施行について」(文管席第66号、都道府県知事宛)</u></p> <p>・「五、各種学校の認可基準について 各種学校の取扱いについては、昭和二十三年発学第八十一号の通達があり、従来この通達の趣旨が「一以上の教科若しくは技術又はこれら双方を教授する教育施設にして、二名以上の教員と二十名以上の生徒を有するもの」は、すべて各種学校として認可すべきものであると解されていた向もあるが、さうした要件に該当するものは、各種学校の教育を行うものとして認可を申請せしめるという点に重点があるのであって、前期通達の基準に該当するものでもそれを認可するについては、目的、教育課程、教員の教養程度、資産等につき公認の学校として適当であるかどうかを審査しなければならない。その場合の認可基準については、各種学校の特異性にかんがみ、都道府県知事において、各種学校の実態に照して、法令の範囲内で、認可の裁量権に基く認可基準を設けることは差支えない。</p> <p>・「十、朝鮮人学校及び朝鮮人学校の学校法人又は準学校法人について これらのものについて認可の申請があって認可を行うについては、昭和二十四年十月の「朝鮮人学校に対する措置について」の通達等の趣旨にかんがみ、即時文部大臣に協議されたい」。</p>
⑨	1950年 12月28日	<p><u>文部事務次官「学校を設置する財団法人の許可、認可及び承認等の権限委任等に伴う取扱について」(文管管第430号、都道府県知事・都道府県教育委員会教育長宛)</u></p> <p>・「十二月二十日付文管管第四百二十九号による依命通達により、各種学校等を設置する財団法人の許可、認可及び承認等の権限を、文部大臣から地方庁に委任する等の措置がとられましたので、その取扱については、次の事項に留意して取扱われたく通達します」。</p> <p>・「三、各種学校を設置する財団法人の設立許可の申請に対する審査並びに許可の手続き等 イ、設立許可の申請については、必要な申請書類が完備しているかどうかを調査して、それを整備せしめること。 ロ、設立許可申請の審査に当っては、その設置する各種学校が一定の基準に達し、それを設置する財団の資産が十分なものであるかどうかを慎重に調査して、粗漏のないようにすること。 ハ、設立許可について、重要な疑義のあるもの及び朝鮮人学校を設置する財団法人については文部大臣に協議すること。 ニ、各種学校を設置する財団法人の設立を許可したときは、次の事項を具して文部大臣に報告すること。1、名称 2、目的 3、設置する各種学校 4、事務所 5、設立許可の年月日 6、資産の総額 上記の事項に変更のあつたときは、その変更の都度文部大臣に報告すること。 ホ、各種学校の設置のみを目的とする財団法人の設立及び監督については、文部省規定の「法人に関する事務提要」に準じて事務処理に遺漏のないようにすること」。</p>
⑩	1951年 9月10日	<p><u>初等中等教育局長「朝鮮人学校の補助教材について」(文初席第158号、都道府県知事・都道府県教育委員会宛)</u></p> <p>・「[アカハタ]の同類紙である鮮文出版物「花のつぼみ」は…無期限発行停止処分」に付されたが、「本年五月ごろから全国各地の朝鮮人学校において補助教材として使用されている」。「朝鮮人学校に対する指導監督については、今後このようなことのないよう一層の御配慮を願います」。</p>

⑪	1965年 11月29日	<p>文部省管理局振興課長「朝鮮人学校の各種学校としての認可等について」(40管振第45号、関係都道府県総務部長宛)</p> <p>「いわゆる朝鮮人学校の取扱いについてはかねてこれを各種学校として認可することのないよう口頭でお伝えしていましたが、近く文部省の方針を文書をもって明らかにする見込ですので差し当りそれまでの間朝鮮人学校の設置を目的とする準学校法人の設置の認可はこれをさしひかえるようお願いします」。(以上全文)</p>
⑫	1965年 12月28日	<p>文部事務次官「朝鮮人のみを収容する教育施設の取扱いについて」(文管振第210号、都道府県知事・都道府県教育委員会宛)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「朝鮮人のみを収容する大部分の公立の小学校分校の実態は、教職員の任命・構成・教育課程の編成・実施・学校管理等において法令の規定に違反し、きわめて不正常な状態にある」ため、「法令に違反する状態の是正その他学校教育の正常化について必要な措置を講ずる」、「学校教育の実態が改善され、正常化されると認められない場合には、これらの分校の存続について検討する」。 ・「朝鮮人のみを収容する公立の小学校または中学校およびこれらの学校の分校または、特別の学級は今後設置すべきではない」。 ・「朝鮮人としての民族性または国民性を涵養することを目的とする朝鮮人学校は、わが国の社会にとって、各種学校の地位を与える積極的意義を有するものとは認められないので、これを各種学校として認可すべきではないこと。また同様の理由により、この種の朝鮮人学校の設置を目的とする準学校法人の設立についても、これを認可すべきではない」。 ・「すでに学校教育法第一条の学校または各種学校として認可されている朝鮮人学校の取扱いについては検討を要する問題であるが、さしあたり、報告、届出等の義務の履行等法令を遵守した適正な運営がなされるよう留意するとともに実態の把握につとめること」。 ・「朝鮮人を含めて一般にわが国に在住する外国人をもつばら収容する教育施設の取扱いについては、国際親善等の見地から、新しい制度を検討し、外国人学校の統一的取扱いをはかりたいと考えている」。

典拠：近代日本教育制度史料編集委員会（1958）『近代日本教育制度史料26』大日本雄弁会講談社、現代日本教育制度史料編集委員会（1988）『現代日本教育制度史料28』東京法令出版、日本教育学会教育制度研究委員会・外国人学校制度研究小委員会「在日朝鮮人とその教育」資料集 第一集（1970年8月）。

府県当局が全国一斉に朝鮮学校に対し措置を通告する。朝鮮学校の内、学校設置者が朝連関係者である学校は朝連解散を根拠に廃校とし、学校施設所有者が朝連関係者である学校の財産は接収された。また設置者・所有者ともに朝連関係者でないその他の学校に対しては、二週間以内に財団法人の改組または設置、あるいは各種学校の設置認可申請を命じた。こうして設置者・所有者が朝連関係者とみなされた朝鮮学校には即刻閉鎖措置が執られ（九〇校）、また二週間以内に文部省に対し法人設立申請をした学校も、大阪の白頭学院を除きすべて不認可となり、認可申請しなかった学校とともに、学校教育法に基づく閉鎖措置が執られた（二七二校）。こうして全国三六二校（就学者およそ四万人）の朝鮮学校が閉鎖された。

学校閉鎖措置以降の朝鮮学校の法的地位に関して見よう。第一には、私立学校（一条校）の法的地位を得ることが実質不可能となったことである。一九五〇年三月の私立学校法の施行とともに、高等学校以下の学校を設置する学校法人の所轄庁は都道府県知事となったが、文部省は「私立学校法の施行について」（通達二一〇）において、朝鮮学校が認可申請を行った際には「即時文部大臣に協議されたい」旨を傳達しており、知事判断による朝鮮学校認可を行わないよう措置を

講じている。その後申請を行った学校法人があつたかは定かではないが、私立学校の認可を得た朝鮮学校は存在しない。

第二に、学校閉鎖後の暫定的措置として公立学校または公立学校の分校としての朝鮮学校——所謂公立朝鮮学校が開設された。公立朝鮮学校は、閉鎖された朝鮮学校に就学していた子どもたちを「日本人学校に収容することが不可能の場合：等には事情已むを得ざるものとして、当分の間」、その設置が認められたものであり（通達2-⑤）、⑦、時間講師としての朝鮮人教師の給与や学校の修繕費も（すべてではないが）公費によって賄われた。一九五〇年初頭には、在日朝鮮人の教育は当然公費によって賄われるべきだという立場から、公立学校としての地位を求めた朝鮮学校も散見されるが、その要望が認められたケースはない。私立学校同様、公立学校という法的地位を新たに得ることも不可能であつた。¹¹一都一府五県に開設したこの特異な学校が廃止される時期は地域によって異なっており、都道府県別に見れば、大まかに岡山一九五〇年、山口一九五三年、東京一九五五年、大阪一九六一年、神奈川・兵庫・愛知は一九六六年となる。公立朝鮮学校は一二・二八通達において、「きわめて不正常的な状態にある」とされており、後述の論点とも関わるが、日本国民のための学校教育制度の中の不純物として位置付けられていた。

第三に、閉鎖措置後に新たに開設された、あるいは再建された無認可の学校がある。本稿の対象である四日市の朝鮮学校も無認可校である。当事者らはこれらを自主学校あるいは自主校と呼んだ。「法的には四九年一〇月に閉鎖され存在しなくなっているが、現実には存在している学校」¹²である無認可の朝鮮学校は、学校閉鎖以前と同様、朝鮮語や朝鮮の歴史、地理等を含む在日朝鮮人独自の教育内容を朝鮮人教員が教えた。その数は一九四九年に四〇余校あつたとされ、その後漸増していくが、学校運営は非常に厳しい状況であつた。いくつかの通達（通達2-⑩）から確認できるように、政府もその存在を認識していた。

第四に、各種学校の認可を得た学校である。文部省は学校閉鎖措置後に朝鮮学校が各種学校認可申請を行ってきた場合も、閉鎖措置の際の該当項目を認可基準として用いることを都道府県に対し通達した（通達2-⑥）。ここでは「旧朝連の財産：及び旧朝連の財産であるとうたがわれ、施設を利用する各種学校はこれを認めない」（傍点引用者）とされており、当局の「疑い」によって認可可否が左右された。さらに、それらの基準に適合する場合においても、①教育関係法令、監督庁の命令を遵守する、②監督庁の実地調査を拒否・妨害・忌避しない、③旧朝連の主義主張の払拭、学校および関係団体が旧朝連の指導・支配下にある傾向の払拭、④教員採用については教職員の除去および就職の禁止等に関する政令、団体等規正令に抵触しないという四点を「確認又は誓約させること」を求めた。各種学校認可の際に「確認又は誓約」をとることは、正に朝鮮学校だけに課された特別な措置である。後に見るように、実際に多くの府県で認可の際、条件としての誓約をとっている。なお各種学校として

の朝鮮学校を設置する財団法人の設立許可についても、文部大臣に協議することが求められている（通達219）。

このように認可を得るためのハードルは決して低くなかったが、無認可校として再開・新設された朝鮮学校の中には、一九五〇年代に入り新たに各種学校の認可を取得した学校もあった。【資料1】にも示したが、一九五〇年代に限っても、京都朝鮮中学（一九五三・五・二八）、神奈川県朝鮮人中学校（一九五三・二〇・三二）、中部朝鮮中等学校（一九五三・二二・一九）、茨城朝鮮中高級学校（一九五五・二二・一〇）、九州朝鮮中高級学校（一九五六・四・一二）、また兵庫県内の神戸朝鮮中高級学校、東神戸朝鮮初級学校、阪神朝鮮初級学校、西神戸朝鮮初級学校、尼崎朝鮮中級学校、西播朝鮮中級学校（ともに一九五九・三・二四）が各種学校認可を取得している。また東京都立朝鮮人学校も、一九五五年四月一日に各種学校へと移管されている。この内、法人立は東京（学校法人東京朝鮮学園）と京都（学校法人京都朝鮮教育資団）のみで、その他の学校は個人立の各種学校としての認可となっている。このようにいくつかの学校が各種学校の認可を取得したとは言え、全体に占めるその数は少なく、後に見る三重県のように、文部省の方針に従い認可を与えない姿勢を堅持する府県も少なくなかった。

以上のように一九四九年の学校閉鎖措置後の朝鮮学校の法的地位は、公立学校、各種学校、無認可校となり、また新たに得られる法的地位は各種学校のみとなった。

（二）各種学校認可が持つ両価性

朝連の後継団体として一九五五年に結成された在日朝鮮人総連合会（略称「総連」）は、朝鮮民主主義人民共和国の海外公民としての在日朝鮮人運動を合法的に展開することを活動方針とした。朝鮮学校もこの方針に従うとともに、自主的な民族教育の実施を確保しつつ最低限の公的保障を得るために、無認可校の各種学校認可取得を目指すことになる。その動きは、一九五九年に実現した共和国への帰国事業が一段落した六〇年代初頭以降、一層本格化する¹⁵。

一九五〇年代の文部省の方針が、朝鮮学校に一条校や各種学校の認可を与えないというものであったことを見てきたが、六〇年代には認可を与えないという方針が継続される一方、認可に関し異なる意味付けが登場してきたことが確認できる。以下は、一九六三年六月の自民党安保調査会における朝鮮学校の各種学校認可に関するやりとりである¹⁶。引用文中の「福田」は、文部省初等中等教育局長の福田繁である（下線は引用者、

〔 〕は引用者による註。以下同様）。

志田 在日朝鮮人の子弟の学校がありますね。それに対して北鮮^マからいままでに一兆七千億くらいの金がきているということですが、最近日韓反対の問題で日本のそれぞれの学校に運動を展開させるような会合^マをも、相当資金が流れているような話を聞くのですが、そういう点につきましてはどうですか。

福田 (文部省初中局長) 私どものほうでははっきりした情報がわかりませんので、むしろ公安調査庁その他からもらうわけです。それ以上のことは…。

志田 あの学校には日本人で教員をしている者もあるように聞いておりますが、文部省ではそういうものの監督とかいうことはしないのですか。私立学校として扱うとか…。

福田 あれは私立学校というか、学校教育法に基づく学校ではございませんので、全然手が出ないのです。

志田 監督もできないのですか。

福田 そういうことです。かつてにやっていたということですが。

志田 さっきの朝鮮人学校のことで、学校の許可をとっていないから実施されないというお話でしたが、在日朝鮮人の学校は建物もああいうふうにしつかりしたものを建てて相当大きく大学の課程までやっています。しかもその卒業生を、最近では抗日パルチザンに養成しているということですが、そういう種類の学校というものに対して文部省が監督するとかなんとかいうことはできないのですか。

福田 (….) われわれは民族教育をやるのだから私立の小学校で認可しろということですが、これはいわゆる占領時代でもありましたが、朝鮮人問題が起きたときにそういう運動が全国的にありまして、文部省としてはやむを得ず義務教育の段階では私立学校は認めない、各種学校ならば朝鮮の民族教育、朝鮮語、朝鮮歴史を教えてよろしいということにした。つまり各種学校でありますと、洋裁学校などと同じ格式です。それから内容が一般の学校よりもルーズです。したがって各種学校で認めたわけです。(….) 北鮮系^マの大学とか、色々なものがありますけれども、これは学校の形態をとっているようではありますが、一切こちらで認めたものでもないし、事実上彼らが自治的にやっているもののようにあります。これらについては文部省も都道府県も全然手が及ばないということになります。

志田 (….) 日本における北鮮^マのスパイ活動の温床になっているような感じがする。

福田 だから昭和二五年ごろにそういうものを事実実力をもって閉鎖したのですが、その後にもたてできたのです。これは実際問題としては治

安上の問題ですから、そういう問題から片づける以外にないと思います。

保科 どういうことを教えているかということとはわからないのですか。

福田 わからないのです。

保科 治外法権みたいですね。

〔中略〕

志田 「…」何か特殊学校みたいなものを取り締まるものが必要じゃないですか。

福田 各種学校になってくれれば閉鎖することができのですが、全然法の対象にならない。これでは文部省ではやりようがない。

〔中略〕

吉江 これは文部省の問題とはちょっと違うのじゃないですか。そういう方面で議論しないと、ここで初中局長に言うても無理でしょう。

ここでは、「日本における北鮮^マのスパイ活動の温床になっているような感じがする」朝鮮学校の存在は「治安上の問題」であり、無認可の状態では「全然手が出ない」ため、「法の対象」として「監督」し、場合によっては「閉鎖する」ために各種学校の認可を与える（「各種学校になってくれれば閉鎖することができる」という認識が示されている。朝鮮学校側が求める公的保障という観点とは全く対照的に、その統制を主眼に、朝鮮学校を学校教育法の枠組みに入れておく必要があるという文脈で、各種学校認可が意味付けられたのである。

一方、灘尾弘吉文部大臣は一九六四年三月二五日の参議院文教委員会で、「今日行なわれておりますいわゆる朝鮮人学校、その実情から考えまして、私もこれが認可についてはよほど考えなければならぬ点があるように思うのであります。文部省といたしましては、認可の方針としていまのような各種学校というものがどんなにできるということは決して望ましいことではない、このように考えまして、方針をそのように定めておるわけでございます」と答弁しており、文部省としては従来通り認可を与えない方針を崩さないことを示した。また、三重県の資料では「文部省においても、各種学校の認可に当っては、公益性、公共性の有無を重視するよう指摘している」とされており、公益性、公共性のない朝鮮学校に各種学校の認可を与えることはできないという説明が認可権のある都道府県に対しなされていたものと推察できる¹⁷。このことは、通達2-1①における「かねてこれを各種学校として認可することのないよう口頭でお伝えしていました」という文言からも確認できる。そして

一九六五年一月、「日韓会談を通じて日韓双方が〔朝鮮民主主義人民〕共和国とそれを支持する教育施設を取り締まるべきだという認識を強めていった」結果、文部省は「朝鮮人としての民族性または国民性を涵養することを目的とする朝鮮人学校は、わが国の社会にとつて、各種学校の地位を与える積極的意義を有するものとは認められないので、これを各種学校として認可すべきではない」旨を、正式に各都道府県に対し通達するに至ったのであった（通達2-12^⑫）。

朝鮮学校を合法的に監督し、統制するためには学校教育法上の学校として位置付けなければならないが、他方そのために最も周縁の学校であるとは言え、これに各種学校としての認可を与えることは、その「公益性、公共性」を認め、「国家的恩典を付与」（前掲三重県資料）することの意味してしまふ。政府としては、朝鮮学校を放置せずに統制はしたいが公的保障は与えたくないというスタンスであった。朝鮮学校の各種学校認可は、統制と公的保障という両価性が特に顕著に表れる問題であったと言えよう。

各種学校として認可すべきではないことを示した二・二八通達は、公的保障は与えないが統制も行わないという立場を政府が示したように見えるが、そうではない。上記両価性を解消するために——換言すれば公的保障を与えずに統制する方法として、文部大臣管轄下に「外国人学校」という法的地位を新たに創設する、所謂「外国人学校法案」が登場することになる。二・二八通達の末尾に示唆されていた外国人学校法案では、「もっぱら外国人（日本の国籍を有しない者をいう）を対象として…組織的な教育を行う施設は、外国人学校とする」と外国人学校の定義を定め、そこでの教育は「わが国の憲法上の機関が決定した施策若しくはその実施をことさらに非難する教育」、「わが国の利益に害すると認められる教育を行つてはならない」と規定されていた^⑬。そしてその規定に従わない学校に対し、文部大臣が教育の中止命令および学校閉鎖命令を下すことができる^⑭とされた。外国人学校法案は一九六六年以降、度々国会へ提出されたが、年をおつて反対の世論が高まっていき、結果的にその制度が実現することはなかった^⑮。

以上、本節で見てきた朝鮮学校の法的地位をめぐる政府方針の下、四日市朝鮮学校と三重県との間で各種学校認可をめぐる攻防が繰り返されることになる。次節ではまず、学校閉鎖措置後、各種学校認可取得運動を展開する前夜の四日市朝鮮学校と四日市市との関係を確認しよう。

二、無認可校四日市朝鮮人小学校への四日市市による補助金交付——公費支出の論理

一九四九年一月一九日、三重県内の朝鮮学校五校に学校閉鎖令が下された。四日市朝鮮初中級学校の前身である四日市橋北初等学院（四日市市阿倉川八一三〇）は、学校施設の接収は免れたが、一月二〇日には完全閉鎖され、ほとんどの教員が逮捕、多くの子どもたちが地域の日本学校に分散入学することになった。しかし一名の教員と一三名の児童は閉鎖された校舎のそばで授業を継続した。学校再開当時の状況を、許南石氏は以下のように振り返っている。「勉強というより、年上が年下の面倒を見ながら一日中遊んでいた。大人はみんな働きに出ているから、幼い子を守ってあげるのも自分たちの役目だった。知っている朝鮮語や、簡単な算数を教えたりもした。みんな手で警察署までよく行つてね。『先生かえせ、先生かえせ』と……。いま思い出しても涙が出る。この一三人が学校を守ったんだ」²¹。在日朝鮮人らはその後、一九五〇年五月に閉鎖された校舎を使用し、自主学校として学校運営を再開した。²²

とは言え自主形態での学校運営は非常に厳しく、同校は四日市市に対し度々教育費の支援を求めている。一九五一年一月二〇日、四日市朝鮮人小学校のPTA会は四日市市議会議長宛に「朝鮮人子弟の教育費を月額三万円援助方要望について」という陳情書を提出した。²³陳情書は、解放後朝鮮人たちは日本帝国主義によって「うばわれた民族文化を急速に取りもどしてき」たが、「日本政府は朝鮮人学校を暴力で閉鎖し、再び朝鮮人から朝鮮語をうばおうと」している、「日朝両民族の交友はおの民族特有の文化を」尊重することに基づかなければならないと訴え、以下のように続く。

今四日市にも日本人学校にどうしても入学することを■（「一字解読不能」）っている六十数名の朝鮮人児童に対してわれわれは死力をつくして教育しており又どちらにも入学して貰いたずらに不良化に向かっている多くの児童に対してもあらゆる方法で就学を進めているのであります。が何としても費用の面ではまわっている次第、市当局に於て此の事をよろしく了解善処され、良心の提携による両民族の交友の為朝鮮人子弟の教育費を毎月三万円援助されんことを一重にお願い致します。

日本学校への転入学を拒んだ子どもへの教育を実施し、また就学せず「不良化に向かっている多くの」朝鮮人児童たちの受け皿ともなり得る

朝鮮学校の意義とその窮状を訴え、学校への月額三万円の援助を求めた。この陳情に対し市側でどのような対応がなされたのかは不明だが、翌年六月の朝鮮学校による陳情書では、「市当局に於ても、去る五月二〇日付を持って、民族教育を認め四日市朝鮮人小学校の教育費の一部分として、多大なる御支援をいただき、誠に感謝に堪えないところであります。この事実は人類史上の正義観をいやが上にも昂揚し、引いては日本教育史上に特筆すべきことであると確信する」とある。²⁴⁾このことから四日市市当局は無認可校である四日市朝鮮人小学校への補助金を交付したと判断できる。一九五二年時点における地方自治体からの補助金交付は全国においても珍しく、注目されて良い。

他方、同陳情書の主たる内容は「去る月、市長の解答の中に朝鮮小学校の児童達を其の地区内の日本学校に七月末日まで分散入学する様強要する」とあったことへの反対の意志表明ならびに民族教育を継続実施するための要望であった。補助金を交付する程「友好的」であった市が、何故朝鮮学校就学児童の日本学校への転入学を「強要」したのかは定かではない。一九五二年六月の段階ではサンフランシスコ講和条約の発効による在日朝鮮人の日本国籍喪失に伴う就学義務に関する文部省の見解は明確化されていなかったため、市は引き続き朝鮮人児童にも義務教育諸学校への就学を督促していたのかもしれない。²⁵⁾実際、「四日市朝鮮学童就学（義務就学）経過」（後述する四日市市教育長作成の「私塾 四日市朝鮮人小学校について」（一九五二年一月二十九日）に添付された資料）という文書には以下のような記述がある。

昭和二五、一〜三

外国人登録簿により義務教育該当者を調査。地区別に小・中学校へ就学するよう通知発送。

小学校一二六名、中学校八一名。この外に既に小・中学校に就学していたものが一〇〇名程あった。

各支所・出張所及び市役所から直接に発送した就学通知を拒否するものが多少あった。これらが旧朝鮮小学校教員によって阿倉川校舎を利用して非公式に教育活動が続けていた模様で、閉鎖監視責任者である三重県地方事務所でも注意を与えているが、ききめがなく、会館接収等で却ってここに通学するものが増した傾向である。市では学籍移送は取扱はず、欠席者として処理している。

就学通知を拒否したり、あるいは欠席者として処理されている多くの朝鮮人児童が通う朝鮮人小学校に対し、その児童たちを公立または私立

の小学校に入学させることを市は求めていた。朝鮮学校は市側の求めを拒否し、「四日市市橋北に在住する朝鮮人児童にも教育基本法に基づく：民族の義務教育を受ける権利がある」という観点から、市に対し大きく二つの事項を要請している。第一に、民族教育を受ける権利を保障するために現存の朝鮮学校を公立学校の分校として認可し、且つ「公認までの朝鮮人学校児童教育費は、当然民主国家の負ふべき義務であり」、「下部組織である市当局で朝鮮人児童教育費を負担する」こと、第二に、公立分校として認可された後に「民族教育を施行する上」で「朝鮮人教員の必要性は言ふ迄もなく、これを日本人教員と一律にすることは出来ない問題であるため」、「朝鮮人教員にも差別待遇なく、正式な教員としての待遇を保障することである。在日朝鮮人たちは、権利としての独自の民族教育の実施を認め、その費用を市費によって賄うことを求めたのである。これに対し市からの即時の応答はなく、朝鮮学校側は確認できる範囲に限っても、同年一〇月一七日に「在日朝鮮人に民族教育文化を認め一切の費用を国費で負タンせよ」という事項を含んだ陳情を行っている。²⁶⁾

朝鮮人独自の教育を継続させるための教育費交付を求めたり、あるいは公立分校としての朝鮮学校の運営を求める朝鮮学校側の度重なる陳情を受け、一月二〇日、市長および教育長は四日市朝鮮人小学校に対する学校視察を実施した。「度々市長宛にも市議会宛にも窮状を陳情している標記小学校〔四日市朝鮮人小学校〕の現状を」把握するための視察を終え、市教委は「これに対する市の態度を定める原案を」作成している。²⁷⁾ その内容は視察報告と視察を踏まえた教育費交付に関する「所感」からなる。

まず視察報告を見ると、市が朝鮮学校の学級編成、教職員、時間割、教育内容、経費（収支の内訳）等を詳細に把握していることが分かる。「教育内容」の項では「朝鮮語の習得を第一とし、朝鮮国史、朝鮮地理によって民族意識を向上させようとするねらいをもっている。北朝鮮系の子弟が大体多い」と報告されている。また「運営の現状」に関しては、「一、施設 備品としては何等見るべきもなく、職員室の椅子すら破損およびただしきもの。一、職員俸給 現実的に考へて支払不能。校長金東植は二七・四・一就業以来無給与。職員三名は朝鮮人父兄の中に多少の余裕ある家庭を廻って食事の厄介になっている状態である。朴東培（PTA会長）〔が〕二名を三ヶ月に亘って世話している。朴孝彦が残の一名を現在二ヶ月間世話している。今後は次々とこれらの家庭を巡回する予定という」というように、学校の窮状が具体的に報告されている。

視察報告に続く「所感」では、教育費を交付しても良いのではないかという主旨の提言がなされるが、注目すべきはそのロジックである。以下に「所感」の全文を引用する。

私塾朝鮮人小学校の現状は前の如きものであるが、在市朝鮮父兄の中で、特に朝鮮語による学校教育を希望し、経済的負担に堪えて、この私塾を持続して行きたいとの念願には相当の強いものを見とることができると言える。

これらの父兄は、所謂北朝鮮系で朝鮮民主主義共和国を支持しているが、教育の内容は、度々従来の市長の注意によって過激なものでなく、むしろ朝鮮語の習得に重点を置いているように見受けられる。又、語学の方も相当にすすんでいるので、児童たちもその学習に興味をもつものが多く見られる。講和条約の発効と共に、文部省としても、又法務局としても朝鮮人は外国人として、その父兄に日本の学校教育法による就学の義務を負わせてはいない。正道としては、朝鮮人が財団法人を組織して私立学校を経営すべきものであるが、現状としてはその財力を有していない。しかし四日市朝鮮学校は、土地・建物の物的資産においては相当額のを有しているため、この方法による学校経営も不可能ではない。

只、現状としては中央の方針も明示せられないので、ここしばらくその教育を十分に監視し、中正を誤らぬものたらしめるため、経営費の一部を経営体であるPTAの事業費にでも寄附してやることができればよいと思う。

尚、市立山中学校に在学中の中学生は毎週二回夜学に出席して、朝鮮語の習得に努力している。

こうした補助金交付を是とする論法にはいくつかの特徴を見出せる。

第一に、朝鮮学校の教育内容が市の許容範囲内のものであるという判断である。市は、朝鮮学校の保護者は朝鮮民主主義共和国を支持しているが、教育内容は「過激なもの」ではなく、「朝鮮語の習得を第一とし、民族意識を向上させようとするねらいをもっている」と評価している。仮に朝鮮学校の教育が、市側が想定していたような「過激なもの」であったと判断されたならば、教育費を交付しようとはならなかったであろう。教育内容が市にとって許容範囲内のものであることが公費を支出するにたる教育機関であることとの条件となつていとも捉えられるが、重要なことはその基準が何であるのかが明確でなく、市側の恣意に委ねられているということである。

第二に、朝鮮人子弟の教育を保障する法的な責任は市側にはないという前提である。先述のように市は一九五二年五月の段階では朝鮮人保護者に対し子どもたちを就学させる義務があるとして就学通知を発送したり、朝鮮学校に対し就学者たちの転入学を要請していたが、一月の段階では文部省および法務局の見解に則りながら、日本国籍を喪失した外国人としての朝鮮人には就学義務を負わせていないという立場に変化し

ている。すなわち、法的には在日朝鮮人子弟の就学に関し市当局が責任を負う必要はなくなり、朝鮮人の教育に関しては「朝鮮人が財団法人を組織して私立学校を経営すべき」であり、それが「正道」であるという立場である。民族教育を受ける権利は教育基本法によって保障されており、そのための費用は公的に賄われるべきであるという朝鮮学校側の主張は一顧だにされておらず、行政としての責任は放棄されている。このような前提に立った上での、ある種施恵的な教育費の交付であった。

第三に、監視の論理である。「所感」は、学校を継続したいという当事者たちの強い思いや、朝鮮語の習得に興味を持つ児童の姿、また学校運営状況の厳しさに理解を示しながらも、最終的には「その教育を十分に監視し、中正を誤らぬものたらしめるため」、教育費を交付するとしている。無論、ここに朝鮮学校に対する同情や在日朝鮮人の教育機会を保障しようという考えが一切働いていなかったとは言えないかもしれないが、教育費の交付が行政による監視回路の確保と強く関連付けられて正当化されている点は見逃せない。

このような三つの特徴は、朝鮮学校の公的保障をめぐる議論の通奏低音を成すものとして、今日に至るまで度々観察可能なものである。

ともあれ、四日市市は一九五二年一月、法的には無認可の「私塾」であった四日市朝鮮人小学校に対し、学校運営費の補助を決め、経費の支出を開始した。²⁸一九五七年の警察庁の調査資料においても、交付機関を「四日市市長」、名目を「私立学校教育振興補助金」として、「学校の補助金として月額二〇、〇〇〇円支出」²⁹されていることを確認できる。この補助金が何年度に交付されたものであるか、あるいは継続的なものであったのかは定かではないが、少なくとも四日市朝鮮人小学校が私立各種学校の認可を得る前であったことは確かであり、注目される。四日市市が「私立学校教育振興補助金」の範囲を法的な私立学校に限っていなかったのか、あるいは朝鮮学校に限った特別な措置を施していたのかは現時点では不明である。だがいづれにせよ、自主学校として無認可の状態で運営を再開した同校の存在は、当局によって「黙認」されていたという評価にとどまらず、さらにすすんで限定的・部分的であれ、公的に認められていたと評価して良いだろう。四日市市が補助金を交付していた事實は、三重県も把握していたと考えられる。

同校は一九五五年四月に学校名称を「三重朝鮮人小学校」に改称、中学校を併設し、一九五七年四月には「四日市朝鮮初中級学校」に改称して、学校としての規模を益々拡大していった。一九五〇年代中盤以降、四日市朝鮮初中級学校は、各種学校の法的地位取得に向けて、本格的な運動を展開する。

三、各種学校認可をめぐる三重県の対応

四日市朝鮮初中級学校が各種学校認可を取得するまでの経緯を簡潔に示すと下記ようになる。

- ・一九四六年九月一日、四日市橋北分校として、創立。
- ・一九四八年二月一日、文部大臣宛、財団法人設立認可申請。
- ・一九四九年一月三日、申請却下。
- ・一九五六年四月三〇日、知事宛 学校法人設立認可申請。
- ・一九五七年三月、文部省と協議の結果、申請却下。
- ・一九六三年一月五日、知事宛、準学校法人設立および各種学校設置認可申請。
- ・一九六三年二月中旬、金龍玉ほか数名 認可について総務課長に陳情。「年末のことでもあり、来年になってから調査したい」と旨回答。
- ・一九六四年三月中旬、「早く認可されたい、知事に会見したい」との主旨で再び陳情。県は「認可については、文部省が難色を示している。今は議会開催中で知事に会うのは困難である」と旨回答。
- ・一九六四年四月一日、総務課学事係は文部省管理局に「朝鮮人学校の認可について（協議）」という題で、認可の適否について協議するために問い合わせ。
- ・一九六四年四月一日（※1）、全国主管部課長会議において、文部省が態度を表明。認可は与えない、他方認可申請勧告および停止命令を適用する考えもない（黙認の意）。このことに関し、各府県への協力を要望する。
- ・一九六四年七月二八日、在日朝鮮人三重県教育会による陳情。その際に四日市朝鮮初中級学校および学校法人三重朝鮮学園設置認可に関する要請文が添付。
- ・一九六四年八月三日、総連本部委員長、支部長ほか数名が総務課長に陳情。早期認可、知事との会見を陳情。
- ・三重県によって、他府県の認可状況および経緯に関する調査が実施。
- ・一九六四年八月六日、総務部長との会見の予定が、当日の朝 県側の都合により取り消しとなる。
- ・一九六四年八月一日、総連組織部長らが再び陳情。
- ・一九六四年十月一日、「朝鮮人学校の生徒等からのハガキ陳情」、親九通、生徒一七通の計二六通が知事宛に送られる。
- ・一九六五年八月一日、総連三重県本部委員長ほか七名が県知事に陳情。
- ・一九六六年四月二〇日、四日市朝鮮初中級学校保護者代表が「朝鮮人学校の認可に関する要望書」を提出。
- ・一九六六年四月二日、私学審議会による四日市朝鮮初中級学校の現地調査。
- ・一九六六年七月一日、一九六六年度第二回私学審議会において各委員の意向聴取。「大半の委員が条件付で認可したらとのことであった。」
- ・一九六六年九月一日、準学校法人の設立及び各種学校設置の再認可申請。（六三年の認可申請の内容が、六五年のそれと相違しているため）
- ・一九六六年十一月二日、第三回私学審議会に諮問。他府県の認可経緯、条件、設置主体等調査のため継続審議となる。
- ・一九六六年十一月二日、第四回私学審議会に諮問。誓約書をとることを条件に認可を可とする答申。
- ・一九六六年十一月六日、学校法人三重朝鮮学園の理事長金龍玉が、誓約書を知事宛に送付。
- ・一九六六年十一月九日、準学校法人三重朝鮮学園設立、四日市朝鮮初中級学校の各種学校としての設置認可。

典拠：①三重県総務部総務課「朝鮮人学校について」（記述内容から一九六四年八月に作成されたものと考えられる）、②三重県総務部総務課「朝鮮人学校の認可申請について」（一九六四年二月一日審議会に提出された資料）、③「四日市朝鮮初中級学校の認可申請について」（三重県所蔵資料、作成部署不明（おそらく総務部総務課）、記述内容から一九六六年一月一九日の認可以降に作成されたものと考えられる）、④「認可申請の内容」（三重県所蔵資料、作成部署不明（おそらく総務部総務課）、記述内容から註（※1）の日付は、①では四月一日、②では四月二〇日となっている。

本節ではまず、一九六四～六五年までの三重県側の対応とその特徴を析出し、続いて一九六六年以降に認可に向けた動きが加速する要因について検討する。

(二) 文部省方針の貫徹

一九五六年の学校法人設立認可申請が翌年に却下されて以後、四日市朝鮮初中級学校は一九六三年一月に再び認可申請を行う。しかし県側の反応は芳しくなく、認可手続きを保留し続け、またそうした対応の説明および手続きの早期開始を求める朝鮮学校側の陳情さえも拒否したり、あるいは面会した場合も明答を避けた。同年一二月から一年間の間にも総連三重県本部や在日本朝鮮人三重県教育会（以下「教育会」と略記）のメンバー、学校の校長や教務主任等が一〇回以上県庁を訪問し陳情を行っており、また子どもや保護者からも陳情書を送って手続きの開始、学校の認可を繰り返し求めた。²⁹ 途切れることのない朝鮮学校側の働きかけを受け、三重県も一九六四年に入り、文部省への問い合わせ、他府県の状態に関する調査、対応マニュアルの作成といった動きを見せ始める。

朝鮮学校の各種学校認可に対する三重県の立場は、基本的には文部省の意向に従って認可を与えないというものであった。三重県総務部総務課作成の「秘朝鮮人学校について」（記述内容から一九六四年八月作成と推定される）では「数年前から各種学校として認可申請がなされているが、文部省の方針に沿って保留している」として、県が沿うべき文部省の方針を下記のように整理している。

文部省の態度（S三八・五・二〇大臣決裁）

- (一) 学校教育法1条に規定する学校としての認可は行わない。
- (二) 各種学校として認可することは適当でないとの態度を堅持している。
- (三) 学校法人、準学校法人の認可は行わない。
- (四) 朝鮮人学校（高校程度の各種学校）卒業者を留学生とみなして大学入試を認めることはできない。

朝鮮人学校に対する文部省の意向（S三九・四・一六全国主管部課長会議における振興課長答弁より）

- (一) 国会でも問題となった（S三九・三・二五第四六国会衆議院文教委）が、朝鮮人学校は単純に教育問題として片付けられぬ要素をもっている。
- (二) 永住のための教育とは無関係に民族教育（祖国の教育）が行われていることに問題がある。
- (三) 民族教育は否定しないが、国家的恩典を与える必然性がない。
- (四) 国際的慣例からみても他に例がない。
- (五) 既に認可されたものもあるが、戦後の混乱期ならともかく、今後は認可すべきでない。但し学校教育法第八四条（類似行為を行っている者への申請勧告と停止命令）を適用する考えはない（黙認の意）。
- (六) 都道府県に文書通達したいが政治的反響もあるので検討している。早期に通達し得るよう考える。

具体的な経緯は不明だが、一九六三年五月二〇日付文部大臣決裁として示された四項目は、基本的には五〇年代の文部省の方針と同様であるものの、各種学校認可に関しては「適当ではない」として、一条校や（準）学校法人の「認可は行わない」よりも緩い表現となっている。先述のように個人立による各種学校認可を得た学校が既にいくつかあったことから、このような表現が用いられていたのだろう。後掲の表4にもこの大臣決裁の内容が示されているが、ここでは、一条校の認可を行わない理由として、民族教育を目的とする朝鮮学校が「我国の公教育を行うにふさわしい場として」認められないことが、また各種学校の認可を与えることが適当でない理由として、朝鮮学校の教育内容が「我国の公益に合致しないおそれが多分にある」ことが挙げられている。二・二八通達や外国人学校法案を髣髴させる論法が、既に六三年時点で地方行政に下ろされていたのである。

また、一九六四年四月一六日の全国主管部課長会議において示された文部省の意向も注目される。ここでは都道府県に対し文部省の意向を早めに通達をもって明示したいが、通達にすれば「政治的反響」があるためそうはできないという文部省の立場が確認できる。この答弁に関しては他の資料でも、文部省から「各府県の協力方要望があった」と記されている。²⁰三重県がそうであったように、各地朝鮮学校が各種学校認可取得に向けた働きかけを強める中、他府県も規定に則り文部省の判断を仰いでいたが、政治的反響を警戒した文部省は、文書通達ではなく、内々に

各府県に対し文部省の意向に従うよう求めていたのであった。

その際文部省は、朝鮮学校を認可することが単純な教育問題ではなく、政治問題、国際問題、治安問題の位相にあるという認識を隠していない。だからこそ、「民族教育は否定しない」にも拘わらず「国家的恩典を与える必要性がない」という結論が導かれる。他方で一九四八、四九年のよ
うな、一定の条件を満たす教育機関への各種学校認可申請勧告と教育の停止命令を適用する考えもなく、「黙認」の立場を採ったのは、在日朝鮮
人側の大きな反発を回避しようとしていたためと推察される。このような文部省の意向に従っていたからこそ、三重県も認可申請を「保留」し
続けたのであった。

実際、朝鮮学校の陳情に対する三重県の対応には、文部省の方針が見事なまでに貫徹されていた。表3は、一九六四年七月二八日に行われた
教育会理事金成達ほか五名による陳情の内容と、それに対する総務課の意見をまとめた資料である。朝鮮学校側のあらゆる申し立てを、文部省
の意向に従って棄却していることが分かるだろう。

表3 三重県総務部総務課「朝鮮人学校に関する陳情」

陳情年月日	昭和39年7月28日
陳情者	在日本朝鮮人三重県教育会理事 金成達 外5名
陳情要旨	朝鮮人子弟のための県内唯一の教育機関たる朝鮮人学校（創立昭和23年、現在小・中学部生徒■■■人〔黒塗り〕）は、認可を受けるべく鉄筋3階建ての新校舎を建設中につき、当該学校を準学校法人各種学校として早急に認可してほしい。

陳情者の申立事項およびこれに対する総務課の意見

申立事項	総務課の意見
<p>1. 県内朝鮮人子弟に民族教育を施す唯一の学校でありながら、認可が得られぬため次の点で困っている。</p> <p>(1) 生徒募集及び生徒の転入に支障がある。</p> <p>(2) 国鉄の学割が貰えず生徒は大人の普通定期券で通学している。</p> <p>(3) 公認学校でないため、卒業資格が認められず卒業者の進学、就職等に支障がある。</p> <p>(4) 校具、教具等の購入に物品税がかかる。</p>	<p>1. 朝鮮人学校の認可については、昭和25.3.14文部事務次官通達に基づいて文部省と協議する必要があるので、本申請についてはS.39.4.13総第355号をもって協議書を提出。文部省は正式回答を避けているが、あらゆる機会を通し「認可すべきでない」という方針を明かにしている。その要旨は、「国内に永住する見込の外国人が、外国のための民族教育を行っているところに問題がある。民族教育は否定しないが、認可なり、国家的恩典を与える必要性がない」ということである。</p>
<p>2. 学校設立後、既に16年の実績があり、認可申請も今に始まったことではない。無認可校として放置しておくことは、法的にもおかしいのではないか。</p>	<p>2. 無認可各種学校に対する認可申請命令については、学校教育法第84条に規定されているが、朝鮮人学校は、適用外として放置すべきとされている。</p>
<p>3. 認可校にふさわしくするため、無理をして校舎の新築をしている。認可について父兄も真剣である。若し認可が受けられないと困ったことになる。</p>	<p>3. 隣接市町村に寄附金を求めているとの情報が入っている（公安調査局からの連絡）。</p>
<p>4. 朝鮮人子弟に日本の小学校、中学校へ入学する途が開かれているといっても、朝鮮人のための教育は行われていない。朝鮮人を日本人化するための教育には反対である。朝鮮人としての誇りをもって日本国民と親善を図り、朝鮮人としての立場で日本社会に貢献するのが本筋だ。帰国者に母国語等民族教育を行う必要もある。</p>	<p>4. 諸外国でも、外国人のために民族教育を行う学校を認可している事例のないことを文部省は指摘している。また、北鮮〔ママ〕との国交も開かれていない。 （注）四日市の朝鮮人学校は北鮮系〔ママ〕に属する。</p>
<p>5. 文部省から通達が出ていても、他府県で既に認可されたところが17校もある。認可権限は知事にあるのだから、県において善処し得るはずだ。また、文部省との協議の必要があっても、前向きな姿勢で臨んでもらえば可能性はあるはずだ。</p>	<p>5. 教育行政は機関委任事務につき、国の方針を無視できない。他府県の状況は別添資料（■■■■〔解読不能〕）のとおりであるが、何れも圧力に屈して「各種学校としてなら…」ということで認可したようである。しかし、現在は朝鮮人学校は認可すべきでない旨を文部省が会議において明言しているの、今の時点で認可を考えている県はないようである。</p>
<p>6. 近いうちに、知事に会って実情を訴えたい。</p>	

典拠：三重県総務部総務課「朝鮮人学校に関する陳情」（作成年月日に関する記述はないが、1964年7月28日～8月頃作成されたと推察される）

上記陳情のおよそ二週間後にも、総連三重県本部組織部長らが陳情を行っている。本稿末尾の【資料2】に、陳情記録の全文を付した。³³⁾

ここで朝鮮学校側は、認可申請に必要な事務手続きに不備がないにも拘わらず、なお認可を与えないという県の対応は民族教育を行う権利の侵害であり、不当だと指摘した。政府からいかなる方針が下ったにせよ、行政手続き上問題がないようであれば、権限がある知事が認可の判断を下すべきだという主張である。また朝鮮学校の教育は、日本に住む者としての教育と帰国のための教育という二重の性格を持つものであり、「日本政府に反対するものでも何でもない。日本の政策下で教育して行きたいと思っただけから、最小限の権利は認めてもらいたい」と訴えた。

これに対し県側は、学校設置認可は国からの機関委任事務であるため、国の意向を無視することはできないと従来の説明を繰り返し、また県がこれ以上対応するのは難しいため、文部省へ働きかけてみてはどうかと、交渉の継続を拒否する提案を行っている。さらにここで注目されるのは、「教育体系は、日本人を教育するためにある。その中に異質なものが含まれるのはおかしい。したがって、皆さんの立場で民族教育をやってもらえばよいのではないか」という発言である。そもそも日本の学校教育体系は日本人のためのものであり、したがって「異質なもの」としての民族教育を行う朝鮮学校に各種学校認可を与えること——すなわち「国家的恩恵を附与することに問題がある」のである。

日本の学校教育制度は日本国民のためのものであるため、それを朝鮮学校に適用することはできないという極めて排他的な発想は、他の三重県資料からも確認できる。³⁴⁾だがこれは何も三重県オリジナルなものではない。文部省は朝鮮学校の各種学校認可に関し、「各種学校を規定した学校教育法第八三条は日本国民の育成を旨としたもので外国人学校を各種学校として認可してきたことは、あくまでも便宜的な措置であって本来の姿としては、外国人学校を各種学校として認可するのは適当でない」という立場を地方自治体に対し表明していた。³⁵⁾こうした論法は、先述の一九六四年四月全国主管部長会議にて下達されたものと推察される。

このように、朝鮮学校の各種学校認可をめぐる動きへの三重県側の対応は、徹頭徹尾文部省の方針に従ったものであった。三重県は、中央が生み出した各種学校認可を与えないという方針とそれを根拠付ける排他的な言説とを、一切緩和することなく、また四日市朝鮮初中級学校固有の状況を斟酌することもなく、朝鮮学校と直接対する場において、それらを正確に引用・再現し、実行していたと言える。これが、単純な教育問題として片付けられない、従って厄介な政治問題と見なされた朝鮮学校認可に対する三重県の対応のあり方であった。

ところで一九六四年時点における他府県の認可状況はどのように把握されていたのだろうか。行政にとって「前例」の存在は重要な位置を占めており、四日市朝鮮初中級学校の認可問題に直面していた三重県も、この時期に他府県の認可状況を詳細に調査している。前掲表3の資料中

に示された「他府県の状況」を調査した「別添資料」がそれである。総務課はこの調査に対し「何れ（の府県）も圧力に屈して「各種学校としてなら…」ということでも認可したようである」という部分のみを引き取り意見をまとめているが、同調査結果は各種学校認可に関する各府県の多様な対応を示すもので、極めて興味深い。表4に調査結果を示そう。

この調査では一九六四年七月までに認可が下りていた一一府県の内、神奈川、愛知、福岡を除く八府県が取り上げられている。この内、東京や大阪のケース、すなわち公立学校から各種学校へ移管したケースは、三重県と状況が大きく異なるが、特に三重県と同じように朝鮮学校が県内に一校（または二校）しかなく校種も初中級学校である和歌山県、滋賀県、栃木県の調査結果は、三重県にとつても参考となったことだろう。

滋賀県（一九六一年認可）は「文部省に再三協議したが、態度が明瞭でなく又朝連（朝鮮総連のことと考えられる）の要望が強く結果条件付で認可した」、和歌山県（一九六二年認可）は「各種学校としてなら基準に合致しているし、他府県の認可例もあり、文部省の態度も明瞭でない、又地元教育委員会の希望とあつて、当初無認可の方針であつたが、条件付きで認可した」、栃木県（一九六三年認可）は「文部省に協議すると共に認可した他府県の実情調査の結果、他県の例もあるし、各種学校ならと条件付で認可した」としており、これらの県では、認可当時において文部省の態度が明瞭でないという理解の下、他府県の前例もあることから、一九五〇年三月一四日の文部省通達に従い関係法令の遵守や補助金を望まないことといった条件を付けて認可していることが分かる。

三重県と同様、学校法人立として認可した兵庫県では「三七年学校法人化の申請があり、結果民族教育はしない、又善隣友好の精神に則り諸法令を守る旨誓約書を取り認可した」（一九六三・九・三〇学校法人認可）とされている。「民族教育はしない」の詳細は不明だが、法人認可も前例があつたことが確認された。

こうした他府県の「前例」を把握していた三重県であつたが、その立場は揺らがなかつた。一九六四年八月の陳情で朝鮮学校側が要請していた田中覚三重県知事との面会が実現したのは、およそ一年後の一九六五年八月一八日のことである。²⁶ここで朝鮮学校側は、学校認可についての配慮を要請したが、田中知事は朝鮮学校設置認可の問題が政府レベルの外交問題であることを確認し、従来の県側の対応と同様、知事権限での処理が難しい旨を表明、さらに次回以降の朝鮮学校側との交渉を打ち切っている。

県との交渉が打ち切られた朝鮮学校であつたが、引き続き三重県下の市町村議会に対しても働きかけていたことが確認できる。例えば一九六五年八月三〇日には、教育会会長金龍玉が「学校法人三重県朝鮮学園設立の認可及び四日市朝鮮初中級学校設置に関する請願」を鈴鹿市

表4 「朝鮮人学校に関する諸調査結果」(1964年7～8月)

官公庁別	学校数		認可年月日		認可に至る経緯	認可後の指導等	その他
	北	南	北	南			
文部省	<p>(朝鮮人学校に対する態度について。S.38.5.20 大臣決裁)</p> <p>1. 朝鮮人学校の設置について、学校教育法第1条に規定する学校としての認可は行わない。(理由) 朝鮮人学校の実態が朝鮮語を使用し、朝鮮の地理、歴史を教授することを目的とするいわゆる民族教育であることは、学校教育法第1条に規定する学校の教育内容に合致しないのみならず、我国の公教育を行うにふさわしい場として朝鮮人学校を認めることはできない。</p> <p>2. 朝鮮人学校を各種学校として認可することは適当でないという態度を堅持する。(理由) 朝鮮人学校の行っている教育内容は、我国の公益に合致しないおそれが多分にあるので各種学校の認可をこれ以上進めることは適当ではないと考える。</p> <p>3. 朝鮮人学校を設置する学校法人又は準学校法人の認可についても、前2項に準じて取扱う。</p> <p>4. 高等学校程度の朝鮮人学校の卒業生を外国人留学生とみなして大学入学を認めることはできない。(理由) 大学の入学資格は学校教育法第56条第1項及同法施行規則第69条に定めるところであるが、留学生についての入学資格を認められる学校教育法施行規則第69条第1号に該当しない。</p>						
東京都	1法人 { 初級 13校 中級 1校 高級 1校 (各種学校)	1法人 { 初級 1校 中級 1校 (各種学校)	S.30.4.1	S.30.2.3	認可前■は公立学校であったが、地区民の要望と朝鮮人側の希望とあって各種学校として認可した。他にも公認のアメリカンスクールがある。	極端な民族教育が実施されている様であるが、学校へは立ち入っておらず何等指導は行っていない。	民族教育(北鮮系)がねらいであるので公立校の在学者父兄へ子弟の入学勧奨が積極的である。
大阪府	1法人 中級 1校 (各種学校)	A 法人 { 小学校 2校 中学校 1校 高校 1校 B 法人 { 小学校 1校 中高希望 (法1条学校)	S.36.8.2	A : S.24.3.1 B : S.25.3.14	南鮮系の2法人の設置校は文部省管理局長通達に基づく学校教育法第1条の学校である。北鮮系の学校は、従来大阪市立の中学校であったが、生徒が北鮮人許りになり、市民の要望と北鮮側の希望とあって各種学校に格下げして認可した。なお今後は認可しないと約束した。	法1条の学校については、日本人学校と同様の取り扱いをしている。北鮮系の各種学校については何等指導は行っていない。	北鮮系無認可校が15、6校あるようであるが、36年認可の折の約束もあるので、その後根強い要望はない。公認の南鮮系B法人の学校については中・高校併置の希望は強い。
兵庫県	1法人 { 初級 3校 中級 2校 中高級 1校 (各種学校)	ナシ 大部分は公立学校で日本人と共学している。	S.34.4.1 (学校法人認可 S.38.9.30)	ナシ	S32年頃より12校の各種学校設置希望があり、審議会とも協議した。現実に教育が実施されており、教育委員会と公立分校に手を焼いている等、更に県議会革新系議員の要望とあって34年個人立として認可した。37年学校法人化の申請があり、結果民族教育はしない、又善隣友好の精神に則り諸法令を守る旨誓約書を取り認可した。	学校へも一般各種学校と同様訪問し、法人の役員会議、式典にも出席している。	誓約書内容は別紙であるが、第2項は守られていないと見受けられる。なお各種学校(初、中、高級)卒業生は法1条の中、高、大学に入学させている。
和歌山県	個人立 { 初級 1校 中級 国語 (各種学校)	ナシ 大部分は公立学校で日本人と共学している。	S.37.9.15	ナシ	S36年頃より法人立の小中学校として申請があった。審議会に諮問したが保留となる。その後強い要望とあり、再検討の結果各種学校としてなら基準に合致しているし、他府県の認可例もあり、文部省の態度も明瞭でない、又地元教育委員会の希望とあって、当初無認可の方針であったが、条件付きで認可した。	認可後何等指導は行っていないが、諸届、報告は真面目に実行されている。学校訪問はしていない。	認可の条件(誓約書) 1. 個人立であること。 2. 関係法令は遵守する。 3. 法令違反の折は廃校されても止むを得ない。
三重県	<p>(学校法人三重朝鮮学園四日市朝鮮初級中学校について) 1. 設置の趣意 三重県下に在留する朝鮮人子弟に、朝鮮人として必要な教育と日本国民との親善に寄与しうる教育を行うための公共的見地から、経営基礎の強化、教育内容の充実を図り理想的教育機関を設立する。 2. 位置 四日市市東阿倉川1507の1番地 3. 校地 1,316坪 4. 校舎 310坪 5. 生徒数 初級 250人、中級 150人、計 400人 6. 教員 14人 7. 維持運営費 7,923,000円(財源 教育援助費 2,928,000円、生徒納入金 2,052,000円、寄附金その他 2,943,600円) 8. 今日に至る経緯 S.23.12.15 文部大臣宛財団法人設立申請。 S.24.10.13 申請却下。 S.31.4.30 知事宛学校法人設立申請。 S.32.3 文部省と協議の結果申請却下(口答)。 S.38.11.5 知事宛今回の申請。</p>						

四日市朝鮮初中級学校の各種学校認可取得過程

滋賀県	個人立 { 初級 } 1校 { 中級 } (各種学校)	ナシ	S.36.4.1	ナシ	文部省に再三協議したが、態度が明瞭でなく又朝連の要望が強く結果条件付で認可したが、認可行為については今だに「ママ」批判的である。最近法人化の要望があるが考えられない。	何等指導を行っていない。むしろ交渉を持たない様にしている。	認可の条件 (誓約書) 1. 関係法令を守ること。 2. 法令違反の折は廃校されても止むをえない。
茨城県	個人立 { 中級 } 1校 { 高級 } (各種学校)	ナシ	S.30.12.10	ナシ	同上	何等指導を行っていない。学校へも認可後改築落成式に一度行ったに過ぎない。	認可条件なし。 現在中級180人、高級360人の生徒がいるが、高級生は関東、東北部の生徒が集まっており、寄宿舎の設備とある。
栃木県	個人立 { 初級 } 1校 { 中級 } (各種学校)	ナシ	S.38.7.12	ナシ	文部省に協議すると共に認可した他府県の実情調査の結果、他県の例もあるし、各種学校なら条件付で認可した。要望は1年前から強かった。	何等指導を行っていない。	認可の条件 (誓約書) 1. 関係法令を守る。 2. 日朝親善に寄与する。 3. 補助金を望まない。
京都府	A 個人立 初級1校	A 宗教法人 初級1校 (夜間)	A : S.24.11.21	A : S.24.5.30	南北鮮系とも戦前から公立学校(朝鮮人のみ)として設置されていたものを戦後も引続き存続させているものである。従って、他県の認可校とは経緯を異にしている。	一般各種学校と同様に扱っており、法人校には共済組合長期掛金の補助を行っている。	舞鶴市にも新規設置認可の声があるが、認めない方針。北鮮系中級学校は現在金閣寺附近に鉄筋校舎を建築中にて高級生を収容計画との事。
	B 法人立 中級1校 (各種学校)	B 法人立 中級1校 (各種学校)	B : S.22.5.13 (法人認可 S.28.5.18)	B : S.22.5.13 (法人認可 S.22.9.8)			

典拠：「朝鮮人学校に関する諸調査結果」(三重県所蔵資料。作成部署・年月日ともに記載がないが、総務課によって1964年7～8月に作成されたものと推察される)

註1：滋賀県、茨城県、栃木県、京都府に関しては、「S.39.7.30 電話照会」との但し書きがある。

註2：兵庫県「その他」欄に「誓約書内容は別紙」とあるが、「別紙」は確認できていない。

註3：茨城県の「認可に至る経緯」欄には「同上」とあるが、滋賀県と異なり「認可条件なし」(「その他」欄)とあるため、同様ではない。

註4：京都府の「その他」欄に「金閣寺附近に…建築中」とあるが、正しくは銀閣寺である。また「認可年月日」の「北」の欄、学校認可の日付はS28.5.18が正しい。「北」の法人立中級1校とは、「朝鮮中級学校」であるが、認可時はその名称を「京都朝鮮中学」としており、1947年に認可を受けた「南」の法人立中級学校である「京都朝鮮中学」と同様の名称であった。そのため、電話照会の際に何らかのミスがあったと推察される。なお、1947年に認可を受けた「京都朝鮮中学」は、その後「東邦中学」、58年に「京都韓国中学」と名称を変更している。また、「戦前から公立学校(朝鮮人のみ)として設置されていたものを戦後も引続き存続させているものである」という説明は、事実と反している。

註5：【資料1】で用いた資料とは、いくつか認可年月日が異なる。すなわち兵庫県の各種学校認可は1959.3.24、滋賀県の各種学校認可は1961.4.3となっている。

註6：表中の「北鮮」、「南鮮」は原文ママである。

議会議長に提出している。県に認可するよう要請してほしいという主旨の請願を受けた鈴鹿市教委は、三重県教委に対し以下の点についての回答を求めている。³⁷⁾ すなわち、「一、四日市朝鮮初中級学校は北鮮系か南鮮系か。南鮮系である場合は日韓条約が批准され、関係国内法が発効された時点には取扱方が変わるか。二、県教育委員会で認可を受けながら今日なお保留されている理由は何か。三、他府県で認可されている事実の確否と、認可されている場合の根拠法規について」の三点である。また、同年二月一日には上野市議会からも、朝鮮学校の認可に関し「県当局において十分な調査と検討を加え、人道的見地にたつてこの種の学校法人の認可を認めるよう善処方を要望する」要望書が県に提出されている。³⁸⁾ 四日市朝鮮初中級学校は四日市市にあるが、同校の「学区」は三重県全域に及ぶ。朝鮮学校関係者たちは子どもたちの居住地域をはじめとした県下市町村に対し、県側の対応の不当性を訴え、協力を要請していた。前節で見た四日市市による公費支出の事実や、既に同校が二〇年近く教育を続けてきた歴史は、こうした要請の正当性となった。県下市町村からの照会や要望は、僅かではあるが確実に、県当局に対するプレッシャーとなっていたことだろう。

このような中、一九六五年二月二十八日には、文部省がついに通達という形式をもって、「各種学校として認可すべきではない」旨を明らかにしたのであった。

(二) 認可問題に関する政治的判断

これまで見てきたように、三重県は文部省の方針に極めて「従順」であった。にも拘わらず、三重県が一九六六年四月以降、私学審をして学校の現地調査を行わせるといった認可に向けた前向きな姿勢を見せるのは何故だろうか。その決定的な要因を明示することはできないが、文部省方針に従い認可を与えないという三重県の強固な姿勢を揺さぶる二つの大きな動きが、一九六六年に入り生じたことを指摘したい。

第一に、在日朝鮮人による各種学校認可取得運動が、ますます高揚したことである。二・二八通達が発せられた翌日、総連は「在日朝鮮公民の民族教育を弾圧しようとする日本政府の通達と関連して」と題し、民族教育の権利を保障せよとの声明を発表、全国の朝鮮学校関連団体に対し運動の深化を呼び掛けている。³⁹⁾ 三重県においても県の資料において「昭和」三八年二月以来陳情が重ねられているが、四一年に入ってから特に活発化した」とあるように、認可を求める在日朝鮮人たちの動きかけは一層強まった。こうした中、六六年三月に入り、文部省は二・二八通達の趣旨に沿い適正な事務処理を行う旨を都道府県に再度強調している。⁴⁰⁾ 一九六六年の二〜三月にかけて大阪や福岡をはじめ、新たに二〇校

が各種学校の設置認可を取得していたためである。文部省としても、一二・二八通達を反故にするように各地で続々と認可が下りている現状や雰囲気に対し、危機感を覚えていたのだ。朝鮮学校当事者らによって醸成された全国的な各種学校認可の波は、ここに外国人学校法案反対運動が加わることによって、一層激しい展開を見せたのであった。⁴²

四日市朝鮮初中級学校の保護者代表は、六六年四月二〇日にも県に要望書を提出しているが、県や市町村へ働きかけたのは朝鮮人ばかりではない。四月二六日には、「三重県内に組織を有する各労働組合、民主団体、学者文化人の代表」によって結成された「在日朝鮮人の民族教育を守る三重県協議会」が、県知事に速やかな認可を要望している。⁴³ さらに三重県教職員組合も「学校法人三重朝鮮学園設立及四日市朝鮮初中級学校設置の認可に関する要請」を三重県知事宛に提出している。ここには、計一、六四九名分の教職員の署名が付されている。在日朝鮮人に止まらず、県下市町村や日本人たちも含んだ世論が高まりを見せ、一方で他地域での前例が積み上げられていく中、三重県も朝鮮学校の認可問題を前向きに検討していかざるを得ない状況となったのである。

そして第二に、外国人学校法案が登場したことを挙げられる。外国人学校制度の構想は三月下旬にその大枠が報じられ、四月八日には自民党政調会文教調査会に設置された外人教育小委員会が作成した最終要綱が提出され、翌九日に新聞各紙がこれを報じている。また五月にはその内容を含んだ「学校教育法の一部を改正する法律案」が閣議決定されている。一九六六年五月以降に作成されたと推察できる三重県の資料「四日市朝鮮初中級学校の認可申請について」においても、外国人学校法案と各種学校認可を関わらせた言及が登場し始める。同資料における「四、最近の文部省の方針」は以下のように記されている。

- (一) 各種学校を規定した学校教育法第八三条は日本国民の育成を旨としたもので、外国人学校を各種学校として認可してきたことは、あくまでも便宜的な措置であって、本来の姿としては、外国人学校を各種学校として認可するのは適当ではない。
- (二) 新しい制度における外国人学校設置の認可申請があった場合、そこで行われる組織的教育活動が、国際的な友好親善関係の増進に役立つとともにわが国の利益を害するものではない限り認める方針である。
- (三) 既に各種学校として認可されているものについては、現行法上無効であるとはいえない。次官通達以降認可した大阪、兵庫については遺憾に思っている。

(四) 外国人学校制度の法制化に努力中であるから、それまで各府県とも頑張つてほしい。

県側は、外国人学校を各種学校として認可するのは適當ではない旨を再度確認、さらに外国人学校の設置認可を含む外国人学校制度は「わが国の利益を害する」か否かが制度的保障の試金石となることを確認している。また一・二・八通達以降の各種学校認可は「遺憾」であるとす文部省のプレッシャーを認知しつつも、外国人学校制度の法制化までは「頑張つてほしい」、すなわち認可を与えないように努力してほしいと、文部省の方針を捉えている。

筆者の仮説は、こうした外国人学校制度構想の出現が、図らずも各種学校認可を促す影響を及ぼしたのではないか、というものである。行政手続き上不備のない申請とその速やかな執行を絶え間なく求めてくる朝鮮学校側に対し、学校教育法は元来日本国民の教育のためにあるという説明や、結局は文部省の判断を仰がなければならないという説明をもつてしても、他の外国人学校はもちろん、既認可の朝鮮学校および一・二・八通達以降も新たに認可された朝鮮学校があるという前例がある以上、その申請を留保したり拒否したりすることが、政治的意図に基づく差別的な処遇であるということは、誰の目にも明白なものであった。だが県としては国の方針を無視するわけにもいかない。国と運動との板挟みにされる中、朝鮮学校の認可問題は頭を悩ます実に「厄介な」案件であった。認可の動きが全国的に高揚し、当事者や市町村、各種団体等による県へのプレッシャーが一層強化される中、政府によって法令レベルで「国益」にそぐわない朝鮮学校を統制する外国人学校制度がつくられることが示された。たとえ朝鮮学校側の要求を受け入れ、認可を与えることになったとしても、後からより大枠の次元で国家による統制が保たれるならば、それも一つの決着のあり方ではないか。「頑張つてほしい」という姿勢にも示されているように、文部省としても設置認可の流れを食い止めることはできない見通しを一方では持っているようだ。それならば、朝鮮学校の認可問題はひとまず決着を図りたい。こうした政治的な判断の下、県側の姿勢が相対的に軟化し、認可手続きに関わる動きが加速化したと捉えることができるのではないだろうか。

三重県としては各種学校認可という「保護」「恩典」を朝鮮学校に一時的に与えることになったとしても、外国人学校制度による新たな統制に従うことを朝鮮学校に約束させることができるならば、結果的に国の意向との調整が図れると判断した側面もあるようだ。一九六六年一月の私学審答申において県は「各種学校として形式的要件は整っており、他府県の事例もあつて現行法上不認可とする積極的な理由に乏しい」旨を確認¹⁵、さらに再度の他府県調査の結果を踏まえ、同月一二日、誓約書を提出することを条件に、法人設立および各種学校設置認可を与える旨を

決定している。その際誓約書の案として提示されたもの、および実際に三重朝鮮学園理事長の金龍玉が提出した誓約書を示そう。ここから上記仮説を傍証する県側のねらいが見て取れるためである。両者の内容や文言の酷似性から、県側は誓約書の案を朝鮮学校側に提示したものと推察される。

【県側の案】

- 一. 日本国の法令ならびに監督庁の諸指示を遵守します。
- 二. 日本国の社会秩序に反し、又は利益を害する教育は行いません。
- 三. 外国人学校制度が設けられたときは、改正法に従います。
- 四. 助成金の要求はいたしません。
- 五. 上記のことについて、違反した場合は、法人の解散ならびに学校廃止の処置をうけてもいたし方ありません。

【実際に提出された誓約書】

誓約書

私達は準学校法人三重朝鮮学園の設立及び四日市朝鮮初中級学校設置の認可をうけたうえは、日本国民との友好親善に寄与せんとする設置の趣意に則り、下記事項について誓約します。

記

- 一 日本国の法令ならびに監督庁たる知事の諸指示を遵守します。
- 二 日本国の社会秩序および利益を尊重した教育を行います。

三 自主的財源をもって学校運営を行います。

一九六六年一月一六日

学校法人 三重朝鮮学園

理事長 金龍玉

三重県知事

田中 覚 殿

実際に提出された誓約書は、県側案と異なり、特にその三と五の項目は反映されていない。朝鮮学校としても、とりわけ県側案の「三、外国人学校制度が設けられたときは、改正法に従います」といった主旨の誓約は、確実に回避しておくべきものであった。また、「助成金の要求はいたしません」という県側案も、「自主的財源をもって学校運営を行います」とされ、助成金要求の可能性を残している。さらに「二、日本国の社会秩序に反し、又は利益を害する教育は行いません」も、秩序に反し利益を害することの判断を下せる権限は「日本国」側にあり、いつ朝鮮学校の教育が秩序に反し利益を害するものと断ぜられるともしれない危険なものであったため、朝鮮学校側は「日本国の社会秩序および利益を尊重した教育を行います」と文言を改めている。総じて県側案は、その主旨を外国人学校制度と同一のものとしており、朝鮮学校を統制しようとする意図は明らかであった。

こうした誓約書案は他府県の事例を参照して作成されたと考えられる。第三回私学審（一月二日）は他府県の状況調査を求め、県は【資料3】（本稿末尾に添付）に示したような他府県調査を実施している。調査結果からは、外国人学校法案の提出以降認可を与えた県の中に、従来の「関係法令を守る」よりも一歩踏み込んで、「新法制定の時は切り換える」（宮城県、六六・七二七認可）や、「一、反日教育は行わない。二、一の事項に違反の時は認可を取り消すこともある」（栃木県、六六・一〇・二九認可）といった外国人学校法案を髣髴させる内容が誓約書に盛り込まれているケースがあり、県および私学審もこのことを確認していた。第四回私学審（一月二二日）が「誓約書をとることを条件に認可を可とする答申」を行ったのは、⁴⁶他県のように誓約書によって外国人学校制度に従わせる言質を確保できるならば、各種学校認可を与えても結果的に外国人学校制度で統制するという県のシナリオを実現できると判断したためではないだろうか。

結果として各種学校認可を与えた後も外国人学校制度に従う旨を誓約させ、朝鮮学校を統制する余地を残しておきたかった県側の意図は成就しなかったが、以上のことから、県が認可を与えた背景には、制定が見込まれていた外国人学校制度が影響していたと考えられる。こうして一九六六年一月一九日、四日市朝鮮初中級学校は各種学校の認可を取得したのであった。

朝鮮学校としては各種学校の認可を得、一定の制度的な保障および公的な承認を受けるようになったとしても、再び外国人学校制度によって教育内容を統制されるようになるならば、意味がない。そのため全国的な各種学校認可取得運動は、その後外国人学校法案反対運動と運動しながら展開されていったのである。

おわりに——「教育の論理」の不在

以上、本稿では四日市朝鮮初中級学校の各種学校認可取得過程を三重県の対応に着目して検討してきた。

文部省の方針に従い、各種学校認可申請を拒否し続けた三重県であったが、一二・二八通達を経た一九六六年四月以降にその姿勢を相対的に軟化させ、認可に向けた様々な動きを見せ始めていたことが確認された。本稿ではその背景として、在日朝鮮人らの県当局への働きかけが一二・二八通達を契機に一層激しく展開された——ここに県下市町村や各種団体も合流していた——こととともに、外国人学校制度構想の登場が与えた影響を指摘した。外国人学校（朝鮮学校）を文部大臣管轄として統制する外国人学校制度が制定されるという見込みを立てた県の政治的な判断によって、朝鮮学校の各種学校認可が進んだと考えられるのである。

最後に改めて確認しておきたいことは、認可取得過程における三重県側の対応において、「教育の論理」が不在だった点である。教育の憲法として戦後教育改革の思想軸となった教育基本法が掲げる「人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」という教育の機会均等の理念、あるいは在日朝鮮人たちが幾度となく求めた民族教育を受ける権利。朝鮮学校認可をめぐる三重県の対応に、このような「教育の論理」は一度たりともその痕跡を見つけないことができる。

例えば「私立学校審議会諮問事項一覧表」（一九六六年一月二日の第三回私学審で作成された資料と思われる）には、四日市朝鮮初中級学校と同時期に学校法人設立および各種学校認可を求めた団体に関する私学審の所見が記されている。学校法人大川学園が設置する大川幼稚園につ

いては、「当該地区には幼稚園は一園もなく又団地開発により住宅造成が行われており、幼稚園設置につき、地区住民…の要望もあるので、設立は適当と認める」とある。また個人立桑名音楽学院に関しては「桑名市には各種学校としての音楽学院は既存」しないことが他の要件とともに記述されている。これに対し朝鮮学校に関しては、先述のように「他府県の事例もあって現行法上不認可とする積極的な理由に乏しい」という、正に事務的な内容が記されているのみである。三重県に一つしかない、三重県に居住する朝鮮人の要望によって作られた教育施設としての朝鮮学校に関する考慮は、ここには存在しない。

朝鮮学校の各種学校認可は、疑いの余地なく政治的な問題であった。それは他府県の場合も同様であった。本稿末尾に示した【資料3】において、「野放しより認可して指導下においた方が良いとのこと、次の事項を認可通知書に附記して認可書を交付する」（宮城県、六六・七・二七認可）、「放置するより認可して監督した方が良いとの意向で認可した」（福岡県、六六・二・二二認可）とする県があることは、そのことを如実に示している。各種学校認可においても、四日市市の補助金交付の際に確認された監視の論理は貫かれていたのである。こうした認可経緯説明のあり方は、文部省の方針に逆らった県側の申し開きの論法かもしれない。しかしながら、それでもなお、教育保障の観点、教育の論理がどの地域の認可経緯から見出せないことは偶然ではないだろう。

このような朝鮮学校の公的保障をめぐる議論の政治問題としての座標が、どのようにして今日の問題系に連なっていたのかということに関しては、稿を改めて検討することとしたい。

【附記】

本稿は、日本科学協会笹川科学研究助成（研究番号…二八一―一二三）、トヨタ財団研究助成（助成番号…D151R10206）を受けて行った研究成果の一部である。

注

- (1) 「高校無償化制度」からの朝鮮学校の排除過程に関しては、差し当たり田中宏(二〇一三)「朝鮮学校の戦後史と高校無償化」『教育と社会』研究』第二三号を参照された。同制度からの排除は不法行為だとして二〇一三年一月以降、朝鮮高級学校の生徒や朝鮮学園が原告となり、愛知、大阪、広島、福岡、東京において国家賠償請求訴訟、行政訴訟が起された。裁判は二〇一七年一月現在継続中である。
- (2) 文部科学大臣馳浩発、北海道外一都二府二四県知事宛「朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について(通知)」(二七文科際第一七号、二〇一六年三月二九日)。同通知の背景には二〇一六年二月七日に自民党が発出した「北朝鮮による弾道ミサイル発射に対する緊急党声明」がある。その第七項において「朝鮮学校へ補助金を支出している地方公共団体に對し、公益性の有無を厳しく指摘し、全面停止を強く指導・助言すること」と示されている。こうした自民党の動きや、文科大臣の通知、さらにそれを受けた補助金交付の停止が学習権の侵害や、不合理な差別的取扱いに当たるとして、下記のように各地の法曹団体も声明を発表している。大阪弁護士会(二〇一六・三・一四)、愛知県弁護士会(二〇一六・三・二八)、埼玉弁護士会(二〇一六・四・一八)、東京弁護士会(二〇一六・四・二二)、京都弁護士会(二〇一六・四・二八)、福岡弁護士会(二〇一六・五・一三)、岡山弁護士会(二〇一六・六・八)、日本弁護士連合会(二〇一六・七・二九)、関東弁護士連合会(二〇一六・八・三)、神奈川県弁護士会(二〇一六・八・一七)、千葉県弁護士会(二〇一六・八・三三)、和歌山弁護士会(二〇一六・九・九)、茨城県弁護士会(二〇一六・九・二八)、全国青年司法書士協議会(二〇一六・九・二八)、群馬弁護士会(二〇一六・九・三〇)。
- (3) ただし現存する四つの韓国学校のうち三つの韓国学校は一条校の認可を得ている(金剛学園(一九五〇年三月に小学校、一九八五年一月に中学校および高等学校)、白頭学院建国学校(一九五一年三月、小中高)、京都国際学園(二〇〇三年二月、中学校および高等学校)。一条校という枠組みの中で行われる民族教育として注目されるが、これらに関する教育史的研究は管見の範囲では見当たらない。
- (4) 例えば、金慶海編(一九八八)『在日朝鮮人民族教育擁護闘争資料集Ⅰ 四・二四阪神教育闘争を中心に』明石書店、趙博・内山一雄編(一九八九)『在日朝鮮人民族教育擁護闘争資料集Ⅱ』明石書店。
- (5) 松下佳弘(二〇一〇)「占領期朝鮮人学校閉鎖にかかわる法的枠組みとその運用——滋賀県の事例に即して」『教育史・比較教育論考』第二〇号、松下佳弘(二〇一一)「占領期京都市における朝鮮人学校政策の展開——行政当局と朝鮮人団体との交渉に着目して」『日本の教育史学』第五四集、松下佳弘(二〇一二)「占領期朝鮮人学校の教育費問題——「国庫負担請願」の背景とその意味——」『朝鮮史研究会論文集』第五〇集、松下佳弘(二〇一三)「占領期朝鮮人学校閉鎖措置の再検討——法的枠組みに着目して」『世界人権問題研究センター研究紀要』第一八号、松下佳弘(二〇一五)「朝鮮人学校の「完全閉鎖」をめぐる攻防(一九四九〜五一年)——愛知第六朝連小学校(宝飯郡小坂井町)の事例から」『世界人権問題研究センター研究紀要』第二〇号、松下佳弘(二〇一六)「京都市立養正小学校「朝鮮学級」の成立過程——一九五〇年代前半における公教育改編の試みとして」『世界人権問題研究センター研究紀要』第二二号。
- (6) 小沢有作(一九七三)『在日朝鮮人教育論 歴史篇』亜紀書房や、坂本清泉(一九七二)『生活教育運動論 明治図書出版の研究成果を引き取りつつ、「国民教育」という枠に収まらない日本の公教育の在り方』や「戦後日本における公教育制度の特質」を検討するものとして公立朝鮮学校を扱った、マキキ智子(二〇一一)「公立朝鮮人学校の開設——戦後在日朝鮮人教育に対する公費支出の一様態」『日本の教育史学』第五五号、を参照されたい。神奈川県下の公立朝鮮学校に関する行政文書や新聞等の史資料を整理した、大石忠雄編(二〇一五)『神奈川朝鮮学校資料2——分校から自主校へ』一九五〇〜一九六六『緑蔭書房も、貴重な研究として挙げられる。また、名古屋市内の公立朝鮮学校を扱ったものとして、呉永鎬(二〇一七)「名古屋市立朝鮮学校の設置・存続・廃止過程」『教育と社会』研究』第二七号がある。
- (7) 本稿で用いる三重県および四日市市所蔵の資料は、申春春氏(四日市市在住)が行政文書開示請求により入手し、その一部をご提供いただいたものである。申春春氏に心より感謝申し上げます。
- (8) 前掲小沢(一九七三)、二二一頁。

(9) 福嶋寛之(二〇一五)「福岡大学と(植民地)(三・完)一九三〇年代～一九六〇年代」『福岡大学人文論叢』第四七卷第二号によれば、その他にも、教育施設局長発・施設局出張所長宛「朝鮮人学校用資材申請について」(一九四八・八・七、発施六九七)、学校教育局長発・知事宛「朝鮮人設立の学校について」(一九四九・四・二一、発学二八六)、管理局長発・富山・埼玉県知事宛「朝鮮人設立の学校について」(一九四九・六・三〇、発管一)、管理局長発・関係私立大学高専長宛「朝鮮人学生の在学状況について」(一九五〇・六・七、文管庶三三八)、初等中等教育局長発・都道府県教育委員長宛「朝鮮人学校に関する調査について」(一九五二・二・二三、文初庶四八)、大学局長「回答」朝鮮高級学校卒業生の日本の大学入学資格について(一九五三年)といった朝鮮学校関連の通知があるが、これらに関しては現段階で原文を確認できていないため、ここでは扱っていない。大学局長「回答」朝鮮高級学校卒業生の日本の大学入学資格について(一九五三年)に関しては、日本教育学会教育制度研究委員会・外国人学校制度研究小委員会「在日朝鮮人とその教育」資料集 第一集(一九七〇年八月)にて、「(一)学校教育法上、各種学校の卒業生には大学への入学資格が認められない。(二)朝鮮学園、韓国学園は各種学校であるから、その高級学校であっても大学への入学資格はなく、大学資格検定試験を受けなければならない。従って、これらの学校の卒業生の入学願書はそのまま受付けてはならない」(三三頁)と、その要旨が示されている。

(10) 前掲下(二〇一二)、一八二一―一八三頁。

(11) 公立朝鮮学校に関しては、特に一九五〇年代中盤以降、在日朝鮮人内部でも「公立学校という枠組みの中では徹底した民族教育が実施できない」という批判の声が上っていた。そうした事情があるためか、一九五〇年代中盤以降、公立学校の地位を求める動きは見えてとれない。詳しくは前掲、吳永鎬(二〇一七)を参照。

(12) 世界教員会議在日朝鮮人代表「在日朝鮮人の現状に関する報告(日本文)」(一九五三年七月)、一八頁。

(13) 東京都立朝鮮学校教職員組合情報宣伝部編「民族の子——朝鮮人学校問題」(一九五四年一月三〇日)、一五頁。

(14) 現在の神奈川朝鮮中高級学校は、一九五一年四月五日に「横浜朝鮮中学校」という校名で開校する(孫清河「ワリ・トンボ(同胞)ワリ・トンネ(町・村)百話」(二〇一〇年二月二〇日発行、非売品、七八頁参照)。一九五三年一月〇月の認可時の校名は定かではない。認可について報道した「ついに認可争取 神奈川朝中で」『解放新聞』一九五三年一月一九日付では「神奈川朝鮮中学校」、『解放新聞』一九五四年一月二日付の広告では「神奈川朝鮮人学園 神奈川朝鮮人中学校」となっている。一九五四年に高等部が設置されてから、校名は「神奈川朝鮮人中等学校」となっている。同様に、現在の愛知朝鮮中高級学校の前身である「中部朝鮮中等学校」(中部朝鮮中学校(一九四八・四・二〇開校)に高等部が設置され、一九五三年四月に同校名となる)も、認可時の校名は定かではない。京都の場合、学校法人京都教育資団による「寄附行為認可申請書」(一九五三年三月)の原文では学校の校名が「京都朝鮮中学校」となっているが、行政の手によって「校」の部分に二重線が引かれ、校名が「京都朝鮮中学」と修正されている箇所がある。一九五〇年代初頭の神奈川や愛知では各種学校認可時の校名に関し、一条校と同様の校名を使っていたのではないという規定が、京都のように厳密に適用されなかったのかもしれない。

(15) 例えば、各学校に設置され財政運営を担う教育会の全国大会(一九六四年六月)では、「今後我々は未認可自主学校に対し「学校設置認可」と未認可県教育会の「法人化」を獲得する事業を強力に展開していきます。学校設置認可と県教育会法人化は我々が当然持たなければならない神聖な権利であり、これは教育事業において最も重要な事業の一つです」とされている。在日本朝鮮人中央教育会常任理事会「在日本朝鮮人教育会第七回定期大会文献集」(一九六四年六月)、二六頁。

(16) 日本教育学会教育制度研究委員会・外国人学校制度研究小委員会「在日朝鮮人とその教育」資料集 第一集(一九七〇年八月)に収められた「資料三八」自民党安保調査会議事録 七、日教組対策について(三三―三七頁)を参照。

(17) 三重県「朝鮮人学校認可についての陳情者の主張点および主務課の意見」(一九六四年八月一日作成)。

(18) マキ子「智子(二〇一三)」『外国人学校制度』創設の試み…日韓会談期における在日朝鮮人対策の模索『北海道大学大学院教育学研究紀要』一一八号。

(19) 「学校教育法の一部を改正する法律案要綱について」(一九六六年五月十三日、文第三号)、国立公文書館所蔵。

(20) 一九六九年の「学校教育法の一部を改正する法律案」の八二条一において「わが国に居住する外国人をもっぱら対象として組織的な教育を行う施設は、外国人学校

とする。外国人学校については、別の法律で定める。」とされているが、同年に外国人学校法案は提出されておらず、また一九七〇年以降、同主旨の法案が提出されていることも確認できない。とは言え、一九七一年二月三日付「朝日新聞」では、外国人学校法案を「再度提案しよう」とされていることが指摘されており、一九七二年頃までは外国人学校法案制定をめぐる動きがあったと見られている。

(21) 「朝鮮学校百物語 始まりのウリハッキョ編 vol.103 四日市朝鮮初中級学校」『イオ』二〇一五年三月号。

(22) 「特集・ウリハッキョの今」四日市初中「朝鮮新報」二〇一六年八月三〇日付。

(23) 在泗朝鮮人団体協議会・四日市朝鮮人小学校PTA代表者朴東培「朝鮮人子弟の教育費を月額三万円援助方要望について」(四日市市議会議長山本三郎宛、陳情第二八号、一九五二年二月二〇日)。

(24) 四日市朝鮮人小学校PTA会長朴東培「市立朝鮮人小学校建設等の陳情」(四日市市議会議長山本三郎宛、陳情第九号、一九五二年六月六日)。

(25) 在日朝鮮人の日本国籍喪失に伴い、文部省はその就学義務制に關し、以下のように通達している(文部省初等教育局長発、都道府県知事宛「朝鮮人の義務教育学校への就学について」(一九五三年二月一日))。「朝鮮人子女の就学については、従来日本の法令が適用され、全て日本人と同様に取扱われて来た。しかるに平和条約の発効以降は、在日朝鮮人は日本の国籍を有しないことになり、法令の適用については一般の外国人と同様に取扱われることになった」、「したがって就学年齢に達した外国人を学籍簿に記載する必要はないし就学義務履行の督促という問題も生じない。なお外国人を好意的に公立の義務教育学校に入学させた場合には、義務教育無償の原則は適用されない」。

(26) 在日朝鮮人強制追放反対闘争四日市委員会代表者鄭陽基「外国人登録更新反対その他について陳情」(四日市市議会議長宛、陳情第一七号、一九五二年一月一七日)。

(27) 四日市市教育長「私塾 四日市朝鮮人小学校について」(一九五二年一月二十九日付立案)。

(28) 四日市市編(二〇〇一)『四日市市史 第一九卷』、四五頁。

(29) マキ一智子(二〇一四)「在日朝鮮人教育の歴史——戦後日本の外国人政策と公教育」(北海道大学大学院教育学研究科博士論文)、一一〇頁。典拠は、警察庁警備部警備第二課「外事月報」(一九五七年六月)『在日朝鮮人 大学生・学校問題』九州大学韓国研究センター森田芳夫文庫、1-10(8)。

(30) 三重県総務部総務課「朝鮮人学校の認可申請について」(一九六四年二月一日審議会に提出された資料)。

(31) 陳情書の内容は、「私達在日本朝鮮公民の正当な民族的権利である教育は、日本政府の不当な差別待遇によっていまだその法人化を認められておりません。最近でも群馬に於いて京都で「知事認可」があったのです。良識と人道をモットーとされる知事様が、早急に認可の許可をして下さるよう強く要求します。」「今日依然として四日市朝鮮初中級学校の認可が許されない為、朝鮮人学校学生たちはたくさんの苦痛を受けている。度かさなる私達の要請が早く許可されんことを願います。」「知事殿! / 学校認可についてお願いする次第であります。他の県では認可が下されているのに、私達の県にかぎって認可されないとは残念に思います。早く認可されるよう……。」「四日市朝鮮初中級学校に対する認可の件、いかがお取り計らってみられるでしょうか(ママ)。開校以来県下の同胞達が正しい子弟の教育に注いできた努力は、今こそ認定されるべきだと思います。一日も早い認可の許可を願っております。」「田中知事殿/今まで二度三度にわたって私達は四日市朝鮮初中級学校の認可についてお願いして参りました。そして今日又お願い申し上げます。教育は百年の計とやら。何とぞ四日市朝鮮初中級学校の認可を下されます様。」といったもので、直接知事宛てに認可を訴える内容であった。

(32) 三重県総務部総務課「朝鮮人学校の認可申請について」(一九六四年二月一日審議会に提出された資料)。

(33) 三重県総務部総務課学事係「朝鮮人学校設置認可に関する陳情(供覧)」(一九六四年八月一日付起案)の「朝鮮人学校の認可に関する陳情記録」。

(34) 例えば、三重県総務部総務課が作成した内部資料「朝鮮人学校の認可申請について」(一九六四年二月一日審議会に提出された資料)の「総務課の意見」にも以下のような記述がある。「学校教育法に規定する学校は日本国民のための教育制度である。外国人のための民族教育を行う朝鮮人学校が、学校の名称を用い、類似行為

をしていても、日本の教育制度とは異質のものであって、基本的に学校教育法に基づく学校であるとは解釈しがたい。もし朝鮮人学校が学校教育法にいう各種学校の一種であるとしても、国家的立場から見て、国内に永住する見込の外国人を対象として民族教育を行う点に大きな問題があるので、これを公認したり国家的恩典を付与することは困難である」。

- (35) 「四日市朝鮮初中級学校の認可申請について」(三重県所蔵資料、作成部署不明(おそらく総務部総務課)、記述内容から一九六六年五月に作成されたものと考えられる)。
- (36) 三重県総務課学事係「朝鮮人学校の認可に関する陳情」(一九六五年八月二二日付起案)、参照。添付された名刺から確認できる朝鮮学校側の参加者は、総連三重県本部委員長、総連三重県本部宣伝部長、総連三重県本部組織部長、在日本朝鮮人三重県教育会会長金龍玉、総連四日市支部委員長の五名であるが、記録には「総連三重県本部委員長他七名」と記されている。田中覚知事、吉川茂彦秘書課長、広田稔学事係が知事応接室にて対応している。
- (37) 鈴鹿市教育委員会発、三重県教育委員会教育長宛「学校法人三重県朝鮮学園設立の認可及び四日市朝鮮初中級学校設置に関する請願」の取扱いについて(照会)(鈴教第二四六七号、一九六五年九月一〇日)。
- (38) 上野市議会「学校法人三重朝鮮学園の設立認可および四日市朝鮮初中級学校設置認可に関する要望書」(一九六五年二月一日付)。
- (39) 『朝鮮新報』一九六五年二月二九日付。
- (40) 「四日市朝鮮初中級学校の認可申請について」(三重県所蔵資料、作成部署不明(おそらく総務部総務課)、記述内容から一九六六年五月に作成されたものと考えられる)。
- (41) 文部省初等中等教育局長齋藤正文部省管理局長天城勲発、各都道府県教育委員会各都道府県知事宛「朝鮮人のみを收容する教育施設の取扱いについて(通知)」(文管振第八四号、一九六六年三月二二日)。
- (42) 例えば、在日本朝鮮人総連合会中央常任委員会宣伝部「民族教育の権利を徹底的に擁護しよう! 講演提綱一九六六年第四号」(一九六六年四月)を参照。ここでは「民族教育を守る問題で決定的に重要なことは、日本人の世論を喚起し、かれらの支援をもらうようにすることである」として、各地方で政党、社会団体、労働組合、言論出版機関、学者、文化人、地方人士等に働きかけること、地方議会と県市町村議会議員たちを訪れること、当局に対し住所と名前を明記し教育権利の保障を要求する陳情書を送ること、町内会や近隣住民に民族教育について解説する機会を設けること等が、各地で取り組むべき課題として挙げられている。
- (43) 在日朝鮮人の民族教育を守る三重県協議会「要望書」(三重県知事宛、一九六六年四月二六日)。
- (44) 例えば「外国人学校制度を創設——今国会に法改正案提出へ」『朝日新聞』一九六六年三月二六日付。
- (45) 一九六六年一月作成の「私立学校審議会諮問事項一覧表」の「学校法人三重朝鮮学園」に関する「所見」は、以下のように記述されている。「法人設立については設立要件は整っており、寄附行為の内容も法令の規定にそっている。また、学校設置については、各種学校として形式的要件は整っており、他府県の事例もあって現行法上不認可とする積極的な理由に乏しい」。
- (46) 「認可申請の内容」(三重県所蔵資料、作成部署不明(おそらく総務部総務課)、記述内容から一九六六年一月一九日の認可以降に作成されたものと考えられる)。

四日市朝鮮初中級学校の各種学校認可取得過程

【資料1】朝鮮学校各種学校認可取得年月日および朝鮮学園学校法人認可取得年月日一覧

都道府県名	学校名	認可年月日			認可後の統廃合・校名等の状況 (2017年1月現在)	典拠	
		初級	中級	高級		認可	認可後の状況
東京	1 朝鮮大学校				1968.4.17に認可。		
	2 東京		1955.4.1	1955.4.1			
	3 東京第一	1955.4.1	1962.4.10		1959年4月に中級部を設置。		『朝鮮新報』 2015年8月3日付
	4 東京第二	1955.4.1	1964.5.23		1964年4月に中級部を設置。1997年4月に中級部を廃止し東京第二初級へ。		『朝鮮新報』 2016年1月15日付
	5 東京第三	1955.4.1					
	6 東京第四	1955.4.1	1964.5.23		1964年4月に中級部を設置。		『朝鮮新報』 2015年9月11日付
	7 東京第五	1955.4.1	1962.4.10		1960年に東京第十(12)と統合し、中級部を設置。		『朝鮮新報』 2016年3月29日付
	8 東京第六	1955.4.1	1962.4.10		1960年4月に中級部を設置。1993年に東京第七(9)と校種統合し第六初級に。	(a)	『朝鮮新報』 2015年2月2日付
	9 東京第七	1955.4.1	1962.4.10		1960年4月に中級部を設置。1993年に東京第六(8)と校種統合し第七中級に。2000年に東京中高(2)に統合。		(e)
	10 東京第八	1955.4.1			2003年に閉校		(e)
	11 東京第九	1955.4.1					
	12 東京第十	1955.4.1			1960年に東京第五(7)と統合。		『朝鮮新報』 2016年3月29日付
	13 東京第十一	1955.4.1	1962.4.10		1957年に中級部併設。1961年に三多摩第一、1989年に西東京第一に改称。		(c)
	14 東京第十二	1955.4.1	1968.9.3		1961年に三多摩第二、1989年に西東京第二に改称。1972年に幼稚班併設。08年に初級に。07年に幼稚班、16年に中級部が再開。		(g) 『朝鮮新報』 2016年4月5日付
	東京朝鮮学園		1955.4.1			(b)	
神奈川	15 神奈川		1953.10.31	不明	1951年4月5日開校時の校名は横浜朝鮮中学校。認可時の校名は定かではないが「神奈川朝鮮人中学校」であったと推察される。1954年4月に高級部が併設され、校名は「神奈川朝鮮人中等学校」となる。1957学年度から「神奈川朝鮮中高級学校」と改称したと考えられる。	(a)	(m) 1954年～1958年の 『解放新聞』における 新年の広告
	16 横浜	1965.12.24			1999年に神奈川中高(15)と統合し、神奈川初中高に。2006年に再び分離。		『朝鮮新報』 2016年2月29日付
	17 川崎	1965.12.24	1971.6.21		1971年に中級部設置。2005年に中級部を神奈川中高(15)に統合し、川崎初級へ。	(e)	『イオ』2010年7月号
	18 南武	1965.12.24					
	19 鶴見	1965.12.24			2006年に横浜初級(16)に統合し、鶴見幼稚園に。	(a)	『イオ』2011年2月号
	20 横須賀	1965.12.24			1994年に横浜初級(16)に統合。		(e)
	神奈川朝鮮学園		1965.9.21			(b)	
千葉	21 千葉	1965.12.17	1965.12.17				(a)
	千葉朝鮮学園		1967.8.23				(b)
埼玉	22 埼玉	1965.11.10	1965.11.10				(a)
	埼玉朝鮮学園		1967.12.25				(b)
茨城	23 茨城	1968.5.17	1955.12.10	1955.12.10			(a)
	茨城朝鮮学園		1966.12.15				(b)
群馬	24 群馬	1965.8.3	1965.8.3				(a)
	群馬朝鮮学園		1968.3.7				(b)
栃木	25 北関東	1963.7.12	1963.7.12		後に校名を栃木朝鮮初中級学校に改称。		(a)
	26 宇都宮	1966.10.12					(n)
	栃木朝鮮学園		1966.10.29				(b)
北海道	27 北海道	1968.12.12	1968.12.12	不明	1982年に高級部を併設。		(a)
	北海道朝鮮学園		1968.12.12				(b)
宮城	28 東北	1966.7.27	1966.7.27	1970.4.10	2009年に高級部を茨城(23)に統合し、東北初中に。	(a)	
	宮城朝鮮学園		1966.7.27				(b)
福島	29 福島	1971.7.30	1971.7.30				(a)
	福島朝鮮学園		1971.12.28				(b)
福井	30 北陸	1967.5.6	1967.5.6				(a)
	北陸朝鮮学園		1967.5.6				(b)

都道府県名	学校名	認可年月日			認可後の統廃合・校名等の状況 (2017年1月現在)	典拠	
		初級	中級	高級		認可	認可後の状況
長野	31 長野	1971.6.21	1971.12.28			(e)	
	長野朝鮮学園		1971.7.30			(b)	
新潟	32 新潟	1968.11.30	1968.11.30			(a)	
	新潟朝鮮学園		1968.12.2			(b)	
愛知	33 愛知		1953.12.19	1953.12.19	1953年4月に「中部朝鮮中等学校」と改称されるが、認可時の名称は不詳。1956年4月に「愛知朝鮮中高級学校」に改称。		
	34 愛知第一	1967.2.14			2000年に愛知第二(35)、愛知第三(36)と統合し名古屋初級へ。	(a)	『朝鮮新報』 2015年4月6日付
	35 愛知第二	1967.2.14			2000年に愛知第一(34)、愛知第三(36)と統合し名古屋初級へ。	(a)	『朝鮮新報』 2015年4月6日付
	36 愛知第三	1967.2.14			2000年に愛知第一(34)、愛知第二(35)と統合し名古屋初級へ。	(a)	『朝鮮新報』 2015年4月6日付
	37 愛知第四	1967.2.14			1977年に愛知第三(35)に統合、閉校。		『朝鮮新報』 2015年4月6日付
	38 東春	1967.3.31	1967.3.31		2006年に中級部を愛知中高(33)に統合。		李哲秀同校校長への聞き取り(2016年)
	39 愛知第七	1967.7.29				(d)	
	40 愛知第八	1967.12.16			1998年に第一(34)に統合、閉校。	(f)	『朝鮮新報』 2015年4月6日付
	41 愛知第九	1970.6.29			1975年に第一(34)に統合、閉校。		『朝鮮新報』 2015年4月6日付
	42 愛知第十	1967.2.14			1990年に第一(34)に統合、閉校。	(a)	『朝鮮新報』 2015年4月6日付
	43 豊橋	1967.3.31	1967.3.31		1998年に中級部を愛知中高(33)に統合し、豊橋初級に。		『朝鮮新報』 2016年2月18日付
		愛知朝鮮学園		1967.2.14			(b)
岐阜	44 岐阜	1966.9.27	1966.9.27			(a)	
	45 東濃	不明	不明		(1974年に創立)1995年に中級部を東春(38)に統合。1998年に初級部も東春(38)に統合、閉校。	—	李哲秀東春校長への聞き取り(2016年)
		岐阜朝鮮学園		1966.9.27			(b)
三重	46 四日市	1966.11.19	1966.11.19			(a)	
		三重朝鮮学園		1966.11.19			(b)
静岡	47 静岡	1967.3.30	1967.3.30				
	48 浜松	1967.3.30	1967.3.30		1994年に静岡(47)に統合し閉校。	(a)	『イオ』2015年10月号
		静岡朝鮮学園		1967.3.31			(b)
京都	49 京都		1953.5.18	不明	認可時の名称は「京都朝鮮中学」。1955年に高級部を併設し、「京都朝鮮中高級学校」と改称。高級部の認可は定かではないが、京都朝鮮中学の学科増として取り扱われた。	(n)	
	50 舞鶴	1970.12.25	1970.12.25		2005年に閉校。	(a)	
	51 京都第一	1949.11.21			2012年に京都第三(53)と統合し、京都初級に。	(h)	『朝鮮新報』 2016年4月25日付
	52 京都第二	1969.12.26					
	53 京都第三	1969.12.26			2012年に京都第一(51)と統合し、京都初級に。	(a)	『朝鮮新報』 2016年4月25日付
	京都朝鮮学園		1953.5.18		認可当時は「学校法人京都朝鮮教育資団」	(b)	
滋賀	54 滋賀	不明	1961.4.3		1963年に初級部が併設され滋賀初中級となるが、初級部の認可日は定かではない。2004年に中級部を京都中高(49)に統合し、滋賀初級に。	(a)	鄭想根同校校長への聞き取り(2016年)
		滋賀朝鮮学園		1968.12.28			(b)
和歌山	55 和歌山	1962.9.15	1962.9.15			(a)	
		和歌山朝鮮学園		1970.2.26			(b)
奈良	56 奈良	1970.7.18	1970.7.18		1999年に中級部を東大阪(58)に統合し奈良初級に。2008年に休校。2014年に奈良幼稚園再開。	(a)	(i)、『朝鮮新報』 2014年4月9日付
		奈良朝鮮学園		1970.7.18			(b)

四日市朝鮮初中級学校の各種学校認可取得過程

都道府 県名	学校名	認可年月日			認可後の統廃合・校名等の状況 (2017年1月現在)	典拠	
		初級	中級	高級		認可	認可後の状況
大阪	57 大阪			1966.3.3		(i)	
	58 東大阪		1966.3.3		1994年に西大阪(62)中級部、99年に奈良(56)中級部、02年に南大阪(61)、06年に中大阪(59)中級部を統合。	(i)、(j)	
	59 中大阪	1966.3.3	1961.8.2		2006年に中級部を東大阪(58)に統合。	(i)、(j)	
	60 北大阪	1966.3.3	1966.3.3			(i)	
	61 南大阪	1966.3.3	1966.3.3		1977年に初級部を泉州(71)に統合。2002年に中級部を東大阪(58)に統合。	(i)	
	62 西成	1970.9.30	1970.9.30		1989年に西大阪初中級に改称。1994年に中級部を東大阪(58)に統合、西大阪初級に。	(i)	
	63 東大阪第一	1966.3.3			1991年に、東大阪第三(65)、第五(67)と統合し生野初級に。	(i)	
	64 東大阪第二	1966.3.3			1991年9月に東大阪初級に改称。	(i)	
	65 東大阪第三	1966.3.3			1991年に、東大阪第一(63)、第五(67)と統合し生野初級に。	(i)	
	66 東大阪第四	1966.3.3			1993年4月に大阪第四初級に改称。	(i)	
	67 東大阪第五	1966.3.3			1991年に、東大阪第一(63)、第三(65)と統合し生野初級に。	(i)	
	68 城北	1966.3.3				(i)	
	69 港	1966.3.3			1987年6月に西成初中級(61)に統合。	(i)	
	70 堺	1966.3.3			2004年に西大阪初級(62)に統合。	(i)	
71 泉北	1966.3.3			1977年に南大阪(61)・泉大津(72)と統合し泉州初級に。	(i)		
72 泉大津	1966.3.3			1977年に泉北(71)・南大阪(61)と統合し泉州初級に。2010年に西大阪初級(61)と統合、南大阪初級に改称。	(i)、『イオ』 2013年1月号		
73 福島	1966.3.3			1993年9月に大阪福島初級に改称。	(i)		
大阪朝鮮学園		1961.8.2(財団法人)		学校法人としての認可は1989.6.21	(b)		
兵庫	74 神戸		1959.3.24	1959.3.24	1972年3月で中級部を廃止。神戸高級と改称。	(k)	
	75 尼崎	1963.9.30	1959.3.24		1975年に大島(76)と統合し、尼崎初中に改称。	『朝鮮新報』 2016年4月19日付	
	76 大島	1966.4.1			1975年に尼崎(75)に統合。	『朝鮮新報』 2016年4月19日付	
	77 西神戸	1959.3.24	1966.4.10		1966年に中級部設置。1999年に中級部を東神戸(78)に統合し、西神戸初級に。	『朝鮮新報』 2015年10月2日付	
	78 東神戸	1959.3.24	1970.3.19		1999年に西神戸(77)の中級部を統合し、神戸初中に改称。2011年明石(88)を統合。	『朝鮮新報』 2015年1月8日付	
	79 西播	1967.12.28	1959.3.24		1967年に飾磨初級と統合、西播初中に。73年に網干(80)、87年に相生(91)、01年に姫路(84)・高砂(89)と統合。	同校学校要覧(2013年)	
	80 網干	1967.12.28			1973年に西播(79)に統合。	(e)	
	81 西脇	1967.12.28	1970.3.19		2002年に廃校。	吳亭鎮氏談	
	82 伊丹	1966.4.1			1970年に川辺(83)、2002年に宝塚(85)を統合。	(e)	
	83 川辺	不明			1970年に伊丹(82)に統合。	(e)	
	84 姫路	1967.12.28			2001年に西播(79)に統合。	(e)	
	85 宝塚	1966.4.10			2002年に伊丹(82)に統合。	(e)	
	86 阪神	1959.3.24			2001年に尼崎(75)に統合。	(e)	
	87 園田	1966.4.1			1987年に立花(90)と統合し、尼崎東初級に。尼崎東初級は2008年に尼崎(75)に統合。	(e)	
	88 明石	1966.4.21			2011年に神戸初中(78)に統合。	『朝鮮新報』 2015年1月8日付	
	89 高砂	1966.4.1			2001年に西播(79)に統合。	(e)	
	90 立花	1966.4.1			1976年に尼崎(75)に統合(臨時)。1987年に園田(87)と統合し尼崎東初級に。	(e)	
	91 相生	1967.12.28			1987年に西播(79)に統合。	(e)	
92 有馬	1967.12.28			1977年に東神戸(78)に統合。	(e)		
兵庫朝鮮学園		1963.9.30			(b)		
岡山	93 岡山	1967.3.31	1967.3.31		2000年に倉敷(94)に統合。	(a) 『朝鮮新報』 2015年6月8日付	
	94 倉敷	1967.3.31	1967.3.31		2000年に岡山(93)が統合し、岡山初中級に。	(a) 『朝鮮新報』 2015年6月8日付	
	岡山朝鮮学園		1967.3.31			(b)	

都道府 県名	学校名	認可年月日			認可後の統廃合・校名等の状況 (2017年1月現在)	典拠	
		初級	中級	高級		認可	認可後の状況
広島	95 広島		1966.12.24	1966.12.24	1995年に広島第一(96)を統合。広島初 中高へ。	(a)	『朝鮮新報』 2016年5月16日付
	96 広島第一	1966.12.24			1995年に広島中高(95)に統合。		『朝鮮新報』 2016年5月16日付
	97 広島第二	1971.11.7			1993年に広島第一(96)に統合。附属幼 稚班(92年)は存続、呉幼稚園に改称(94 年)、97年閉園。	(e)	『朝鮮新報』 2016年5月16日付
	広島朝鮮学園		1966.12.24			(b)	
島根	98 山陰	1975.10.31	1975.10.31		1999年に倉敷(94)に統合し、閉校。	(e)	『朝鮮新報』 2015年6月8日付
	山陰朝鮮学園		1975.10.31			(b)	
愛媛	99 四国	1969.1.27	1969.1.27			(a)	
	愛媛朝鮮学園		1969.1.27			(b)	
山口	100 山口			1974.3.30	2004年に九州中高(105)に統合し閉校。	(e)	『イオ』2015年12月号
	101 下関	1967.2.18	1967.2.18		2008年に宇部(102)と統合し、山口初中 級へ。	(a)	『イオ』2015年12月号
	102 宇部	1972.3.30	1972.3.30		2008年に下関(101)と統合し、山口初中 級へ。	(e)	『イオ』2015年12月号
	103 徳山	1972.3.30	1972.3.30		2009年に山口初中級(101)に統合。	(e)	『イオ』2015年12月号
	104 岩国	1972.3.30	1972.3.30		1978年に閉校。	(e)	
	山口朝鮮学園		1967.2.20			(b)	
福岡	105 九州		1956.4.12	1956.4.12	1974年に九州高級に。2004年に再び九州 中高級に、また山口高級(100)を統合。	(a)	(1)
	106 小倉	1966.2.2			1968年に八幡(107)と統合し北九州初中 に(中級部認可は1968.12.22)。2004年に 北九州初級へ。		
	107 八幡	1966.2.2			1968年に小倉(106)と統合。		
	108 田川	1966.2.2			1973年に筑豊初中に改称。2000年に筑豊 初級。2006年に北九州初級(106)と統合。		
	109 大牟田	1966.2.2			1974年に福岡初中(110)と統合。		
	110 福岡	1966.2.2			1973年に福岡初中に。2004年に再び福岡 初級に。		
福岡朝鮮学園		1964.8.13			(b)		

註1：1965年12月28日文部省事務次官通達以前に各種学校および学校法人認可を取得していた学校・学園に網掛けを行った。(37校、6学園)

註2：各記述の典拠は以下の様である。

- a：日本教育学会教育制度研究委員会・外国人学校制度研究小委員会(1972)『「在日朝鮮人とその教育」資料集第二集』
- b：在日本朝鮮人教育会中央常任理事会編(1996)『資料集 在日朝鮮人の民族教育の権利』、263頁
- c：ウリハッキョをつづる会編(2001)『朝鮮学校ってどんなところ?』社会評論社
- d：愛知県知事「学校法人愛知朝鮮学園の寄付行為一部変更について(通知)」(1967年7月29日。42指令学第72号)
- e：呉圭祥氏提供資料
- f：愛知県知事「学校法人愛知朝鮮学園の寄付行為一部変更について(通知)」(1967年12月16日。42指令学第107号)
- g：学校法人東京朝鮮学園「2008学年度東京各級朝鮮学校入学案内」
- h：松下佳弘(2013)「占領期朝鮮人学校閉鎖措置の再検討——法的枠組みに着目して」『世界人権問題研究センター研究紀要』第18号
- i：大阪民族教育60年誌編集委員会編『大阪民族教育60年誌』(2005年12月25日)
- j：東大阪朝鮮中級学校創立50周年記念実行委員会編『東大阪朝鮮中級学校創立50周年記念誌』(2011年10月23日)
- k：学校法人兵庫朝鮮学園神戸朝鮮高級学校創立50周年記念誌編集委員会編『神戸朝高創立50周年記念誌』(2000年9月9日)
- l：中島智子(2016)「朝鮮学校の新設・移転・統合の履歴づくりに向けて—福岡県の場合—」『少子高齢化地域の存続と小規模学校の継続可能性についての総合的研究』(平成25年度～27年度科学研究費補助金基盤研究(C)研究成果報告書、研究代表者：中島勝住)、所収
- m：孫済河『ウリ・トンボ(同胞)ウリ・トンネ(町・村)百話』(2010年12月20日発行、非売品)
- n：三重県総務課「『朝鮮学校設置認可に関する他府県調査』(1966年11月末頃に作成されたと推察される)

【資料2】三重県総務部総務課学事係「朝鮮人学校設置認可に関する陳情（供覧）」（一九六四年八月一四日付起案）の「朝鮮人学校の認可に関する陳情記録」

参加者…（三重県側）福島総務部長、奥田総務課長、平尾学事係長、広田主事

（朝鮮学校側）総連三重県本部組織部長、総連三重県本部社会経済部長、在日本朝鮮人三重県教育会常任理事・金成達、在日本朝鮮人三重県教育会常任理事・金一峰、四日市朝鮮初中級学校教務主任

※下線は引用者による。「」内は引用者による補足である。県側の発言の冒頭には「○」、朝鮮学校側の発言の冒頭には「●」と附した。また、黒塗りになっている朝鮮学校側の発言者の個人名は、そのまま「●」としている。

○総務課長「部長と相談したが、次官通達は守らなければならぬし、文部省では最近明確な線を出している。国会の質疑応答で、文部大臣等政府側が「認可は適当でない」旨言明している。文部省の考え方がそうである以上、県としてもその方向に沿わなければならぬ。」（ここで言う「次官通達」は、文部次官通達「私立学校法の施行について」（文管庶第66号、都道府県知事宛）を指している。）

○部長「認可権限は知事にあるが、文部省の考え方がはっきりしているのに、それに反して行うことは難しい。」

●「一九五〇年三月一〇日（一九五〇・三・一四の誤り）文部省通達が出されたが、通達の出た後他府県で認可になっている。文部省と協議の必要性はわかるが知事の立場で認可してもらえぬか。他府県の例もあるのだから——。知事が条件不備で認めぬと言うのなら別だが、我々の学校は要件が整っている。本件は文部省と関係なく知事が決定する問題だ。」

○部長「文部省が最近態度をはっきりさせた。既に認可した他府県でも今後は認可する意向のないことも確かめている。」

●「我々は各種学校としての認可を申請している。その権限は知事にある。自主的に知事認可が行えるのに、出来ないと言うことが理解できない。我々の学校を認可するに当り、支障となるものは何もないはずである。六〇万朝鮮人子弟の民族教育は当然必要だ。中国人、アメリカ人でも日本国内でそれを行っている。」

○部長「地方自治体のあり方は国の方針に反してやれるしくみになっていない。自主性といっても範囲が限定されている。」

○課長「次官通達は、すべての各種学校を対象としたものではない。文部省の態度は国会答弁で明確にされている。」

●(総連) 社会経済部長「切実に認可を必要とするのは、義務教育を立派に施したいからで、日朝親善に役立つ立派な朝鮮人を育成することにもなる。認可を与えぬと言うことは、日本人に同化させる政策なのだと考えざるを得ない。」

○部長「教育体系は、日本人を教育するためにある。その中に異質なものが含まれるのはおかしい。したがって、皆さんの立場で民族教育をやつてもらえばよいのではないか。」

●「朝鮮に日本人がいたときも、日本人学校があった。民族教育は国家的な義務だ。現在日本の学校で同和教育が取りあげられているが、この中に朝鮮人子弟も含めている。実際にその職に当たっている教員も認めていたが、同和教育と朝鮮人教育は別のものだ。部落対策は差別をなくすことにあるし、朝鮮人教育は同化されては困るからだ。」

○部長「教育は、学校内だけのものではなく、社会生活そのものが教育となる。したがって、日本人学校に入れ、民族教育は別途施すこともできるはずである。ことさらに、朝鮮人学校を独立させなければならぬ理由はない。」

●「一枚の文部次官通達で我々の認可が認められぬことは遺憾だ。我々が民族教育をやろうとする権利はあるはずだ。そうゆう我々に県は精神的支援を与えてしかるべきである。それが出来ないのは、差別待遇に外ならぬ。無認可による不利益は学割、卒業資格等いろいろある。それらが一片の通達で一しゅうされるのはおかしい。社会情勢に沿って、行政も改善されていくべきである。民主主義のルールとして、改善すべきものは改善し、認可できるような考えなおしてほしい。問題は中央にあるのではなく、皆さんの考え方にある。」

●「認可してくれないのは、学校をするなど言うのと同じだ。」

●「大部分の人は、帰国の意志をもっている。子供たちに母国の言語、風俗を教えるおかなければ困ることになる。学校の必要性もここにある。「やるなどはいわぬ——」といわれても、認可が下りねば事実上「やるな」と言われるのと同じだ。過去に公立学校に強制的にされたこともある。我々は、何時もその時の政策に左右されて来た。」

●教務主任「各種学校高等部は全国で八校程認可をうけている。学年が下る程認可が難しい。しかし、民族教育は、低学年程必要だ。」(正確には当時朝鮮高級学校は一〇あり、そのうち一九六四年段階で認可を得ていたのは七校(京都、神奈川、愛知、東京、茨城、九州、神戸)である。)

○課長「個人的には同情するが、文部省の方針や国会答弁をみても、国家的恩恵を附与することに問題があるようだ。また外国人としての地位

- が明確化されていない点もある。(国連で世界人権宣言がなされているが、国際法上の効力はないようだ。)
- 「国交の回復されていない国でも、ソ連、中国のように権限の認められているところもある。我々とは差別がある。過去の歴史からみても、我々は優先的に権利を認められるべきだ。制約をうけて、やれと言われても、やるなど言うことと同じだ。国家的恩恵は生活保護の面では受けている。我々は、日本政府に反対するものでも何でも無い。日本の政策下で教育して行きたいと思っただから、最小限の権利は認めてもらいたい。」
 - 「外国に民族教育を認めている事例がないといっても、我々の場合と内容的に違っている。ブラジルの日本人は、ブラジルの国籍取得を前提とし、永住しようとするものであり、帰国の意志のある我々とはいっしょにならぬ。欧州に \blacksquare っている日本人の学校が認められてはないといっても、在日朝鮮人六〇万人とはくらべものにならぬ数であり、学校設置の必要度が違う。」
 - 部長 「在欧の日本人人口は、絶対数はともかく、都市単位にみれば、学校をつくるくらいに人口はある。バレーコワクでは、学校が設置されているようだが、それも向うの法制に従ったものではないようだ。」
 - 教育会常任理事、金成達 「昨年暮れにもある県で認可している。文部省通達は法律上の規制と違う。若し、法的要件となるのなら、既に認可したところは無効となるはずだ。」
 - 「その後、国から新たな通達が出たのか。」
 - 部長 「今まで国からある程度の見解は示されていたが、国会答弁で文部省の態度がより明らかになった訳だ。新たな通達は出てない。他県も新たに認可することはないようだ。この段階で本県が認可することは難しい。」
 - 「他県が認可すれば、本県でも認可するのか。」
 - 部長 「そういう意味ではない。全国で朝鮮人学校は今どの位あるのか。」
 - 「横の連絡をとってないので具体的なことはわからぬが、六〇〜七〇位と思う。」
 - 課長 「自治体の権限だけで出来るものと出来ないものがあるが、学校認可は機関委任事務だから国の指揮監督をうけてやらねばならぬ。」
 - 金成達 「そのことはよくわかるが、各種学校は知事の認可事項であることは法的に明らかだ。」
 - 「県下に在住するものの中には、四十年もいるものがある。永い間県民と親しんで来た。税金の面でも尽して来た。こうゆう点を考慮に入れ

「善処してほしい。我々の学校のあり方が正しく理解されていない。素直に研究してほしい。そのために、是非学校を視察して貰いたい。またじかに知事に会って訴えたい。その取計らいをお願いする。部長で、もの足りないということではなく、知事にも理解を深めてもらうために会いたいのだ。今後部長のところへ度々邪魔したい。」

○課長「知事には、伝えてある。本件は、直接文部省へ働きかけてもらう方が解決の早道だと思うが――。」

●金成達「下から積上げるべきで、中央に持込む問題でない。仮に文部省へ行っても、相手にしてくれない。」

○学事係「文部省が態度を明確にしたのは、昨■臨調（行政臨時調査会第三部会）の各種学校に関する答申に基づき、各種学校の範囲を原則的に規制したことによる。（問題点が中央にあること及び、朝鮮人学校が、各種学校の範囲外であることを指摘）」

○部長「朝鮮人学校は、学校教育に類する教育を行う学校」という各種学校の範囲に入らないように思う。」

●「現行法上、各種学校に含まれるし、他府県でも各種学校として認可されている。」

○部長「前例はとにかく、各種学校として扱うことは基本的に無理があるようだ。」

●「それでは時間も遅くなったので、本日はこの程度にさせてもらおう。さき程お願いした学校視察の件と知事面接の件につき、よろしくお取り計らいをお願いします。」

【資料3】三重県による他府県朝鮮学校の認可経緯、条件、設置主体等調査（1966年11月）

府県名	学校種別	設置者別	認可年月日	認可経緯	認可後の状況
宮城	初中級 1	法人	41.7.27	2年前新校舎が完成し以来各種学校規定に添って〔ママ〕いるからと陳情が強くなった。文部省の態度、他県の事例等から野放しより認可して指導下においた方が良いとのことで、次の事項を認可通知書に附記して認可書を交付する。 記 要旨 1 日朝友好親善に寄与する教育をする。 2 関係法令を守る。 3 県の指示事項を守る。 4 助成金を求めない。 5 新法制定のときは切替える。	協力的である。各種案内もあって県も積極的に参加している。
滋賀	中級 1	個人	36.4.1	諸般の事情から認可をした。なお法人化の要望が強いが、目下審議会で継続審議中である。なお認可通知書に次の事項を附記した。 記 要旨 1 設置趣意どおりの教育を行う。 2 助成金は求めない。	協力的である。県は最近行っていない。
京都	A 中高級 1 B 初級 1	C 法人	B 24.11.21 A 28.5.18 C 28.5.13	認可当時は各種学校として取扱うことに何等問題がなく処理された。その後第2初級学校および高級学校の設置認可要望が強かったが、第2初級学校はB校の分教室、高級学校はA校の学科増として取扱った。	協力的である。各種学校団体に加わっている。県も積極的に行っている。
大阪	A 高級 1 B 中級 2 C 初中級 2 D 初級 12	E 法人	B1校 36.8.2 A、B1校、 C、D、E 41.3.3	府議会の総務委員会から認可するよう申入れがあった。他府県の事情、文部省の態度等検討の結果認可した。	協力的である。認可後日浅く府は行っていない。
和歌山	中級 1	個人	37.9.15	36年頃より法人立学校としての申請があったが、保留しておいた。その後滋賀、大阪、兵庫の事例もあり、文部省の態度もあいまいである等諸般の事情から誓約書を取って認可した。 誓約書 要旨 1 個人立であること。 2 関係法令は守る。 3 法令違反の折は廃校されても止むをえない。	非協力的である。県も没交渉である。生徒数調査等も除外している。
兵庫	A 中高級 1 B 中級 2 C 初級 10	D 法人	A、B、C3校、 D 38.9.30 C7校 41.4.1	既に各種学校として認可しており、公立小学校分校と、その存在に手を焼いていた教育委員会の意向もあって、6校を公立より移管、自主学校1校を加え7校をたいした問題もなく認可した。他に未認可校もあるが、これは形式的要件が不備のためである。なお認可通知書に次の事項を附記した。 記 要旨 1 関係法令を守る。 2 就学希望者は国籍の別なく同一に機会を与える。 3 設置評議会は前項の内容を保証しうる者を追加選任する。 4 経営は自主的財源で行う。	協力的である。県は各種行事に積極的に参加している。
福岡	A 中高級 1 B 初級 5	C 法人	A 31.4.1 C 39.8.12 B 41.2.2	A校は既に法人立として認可していたが、文部省通達で苦慮していた。しかし他県の事例もあり、Bの5校も既に教育していることであることから、放置するより認可して監督した方が良いとの意向で認可した。なお、次の事項を認可通知書に附記した。 記 要旨 1 日朝友好親善に寄与する教育をする。 2 関係法令を守る。 3 県の指示事項は守る。 4 経営は自主的財源で行う。	協力的である。認可後日浅く余り行っていない。
茨城	中高級 1	個人	30.12.10	各種学校として認可を是とした時代であったので難なく認可した。その後法人設立の認可申請が出たので審議会で諮問する。目下継続審議中である。	認可後協力的である。県からは5年程行っていない。最近法人化陳情が盛んである。
栃木	A 初中級 1 B 初級 1	C 法人	A 38.7.12 B 41.10.12 C 41.10.29	7年前より両校とも法人立学校として認可要望があったが、38年7月にA校を個人立校として認可。B校は施設不備のため却下する。その後B校は施設を整えて再申請をして来た。又法人設立の申請と併せて行わ	認可後協力的である。

				れたが、41年10月個人立として認可する。その折法人認可が審議会でも保留となっていたが、再度審議会を開き次の事項を認可通知書に附記することで10月末法人認可をする。 記 要旨 1 反日教育は行わない。 2 1の事項に違反の時は認可を取り消すこともある。	
群馬	初中級 1	個人	40.8.3	県議会総務委員会（大半自民系）で認可陳情が採択された。その結果次の事項を認可通知書に附記することで審議会の全員賛成を得て認可する。 記 要旨 1 日朝友好親善に寄与する教育をする。 2 関係法令を守る。 3 県の指示事項を守る。 4 助成金その他一切の要求はしない。	認可後協力的である。 最近法人化要望の陳情が盛んである。 県は認可後行っていない。
埼玉	初級 1	個人	40.11.10	2年前から要望が強かった。文部省の態度もあいまいであり、他府県の事例もあって不認可とする理由に乏しく、結果次の誓約書を取って認可した。 誓約書 要旨 1 日朝友好親善に寄与する教育をする。 2 関係法令を守る。 3 県の指示事項を守る。	同上
千葉	中高級 1	個人	40.12.15	36年から要望があったが、客観状況から認可を見送っていた。しかし近〔ママ〕府県が認可しているのと同調した。なお通知書に次の事項を附記する。 記 要旨 1 日朝友好親善に寄与する教育をする。 2 関係法令を守る。	同上
神奈川	A 中高級 1 B 初級 5	C 法人	A 28.10.31 C 40.9.21 B 41.12.24	法人認可の時もたいして問題にならなかった。B校は公立小学校の分校であり教育委員会も朝連も希望していたので、文部省の方針はとも角、認可した。なお次の事項を認可通知書に附記する。 記 要旨 1 関係法令を守る。 2 国籍（南北）の別なく就学させる。 3 2の内容を保証しうる役員を追加選任する。	比較的協力的である。公立より移管された学校のうち2校は財産移管の問題で横浜市との間でもめている。 県は認可後行っていない。
東京	中高級 1 初中級 9 初級 3 幼級〔?〕 1	法人	30.4.1	外国人学校を都の経費で賄うのは不自然であるとのことから5億円（5カ年支払）の予算で全公立学校を朝連系の各種学校として移管した。なお南鮮系の韓国学園も同日付で認可する。	認可後協力的である。 都は積極的につき合っていない。
岐阜	初中級 1	法人	41.9.27	かなり以前から強い要望があった。文部省の態度、他県の事例、県内事情等から次の誓約書を取って認可した。 誓約書 要旨 1 設立趣意書にあるとおり、日朝友好親善の教育を行う。	認可後日浅くわからない。 県は行っていない。
愛知	中高級 1	個人	28.12.19	各種学校として認可を是とした時代であったので、難なく認可した。	協力的である。 県は行っていない。 最近法人化、他校の設置認可の陳情が盛んである。

典拠：「〔他府県朝鮮学校の認可経緯、条件、設置主体等調査〕」（三重県所蔵資料。作成部署・年月日ともに記載がないが、総務課によって1966年11月に作成されたものと推察される）

註1：滋賀は初中級であるが、本資料では中級となっている。（中級認可後の1963年に初級部が併設）

註2：京都の法人認可年月日は、正しくは「28.5.18」である。

註3：兵庫の認可年月日は正確ではない。表4および同表の註5を参照されたい。

註4：福岡の中高級の認可年月日は、【資料1】で用いた資料では「31.4.12」となっている。

註5：千葉の「中高級」は「初中」の誤りである。また【資料1】で用いた資料では、認可年月日は「40.12.17」となっている。

註6：神奈川の認可年月日中、「B 41.12.24」は誤りであり、正しくは「B 40.12.24」である。

註7：東京の「認可経緯」の欄に「南鮮系の韓国学園も同日付で認可する」とあるが、表4では韓国学園の認可年月日は1955年2月3日となっている。